

第432回（定例）福崎町議会会議録

平成22年9月13日（月）

午前9時30分開 会

1. 平成22年9月13日、第432回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 16名

1番	松岡秀人	9番	吉識定和
2番	牛尾雅一	10番	石野光市
3番	宮内富夫	11番	小林博
4番	釜坂道弘	12番	東森修一
5番	福永繁一	13番	富田昭市
6番	志水正幸	14番	北山孝彦
7番	難波靖通	15番	高井國年
8番	広岡史郎	16番	宇崎壽幸

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 中塚保彦 主 査 澤田和也

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	高寄十郎	技 監	中島勉
会 計 管 理 者	牛尾敏博	総 務 課 長	尾崎吉晴
企 画 財 政 課 長	近藤博之	税 務 課 長	山口省五
住 民 生 活 課 長	松岡英二	健 康 福 祉 課 長	高松伸一
ま ち づ くり 課 長	志水利雄	産 業 課 長	井上茂樹
下 水 道 課 長	後藤守芳	水 道 課 長	豊國明紀
社 会 教 育 課 長	山下健介	学 校 教 育 課 長	志水清二

1. 議事日程

第 1 閉会中の所管事務調査報告  
第 2 質疑  
第 3 討論・採決  
第 4 特別委員会の設置  
第 5 委員会付託

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 閉会中の所管事務調査報告  
日程第 2 質疑  
日程第 3 討論・採決  
日程第 4 特別委員会の設置  
日程第 5 委員会付託

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員数は16名でございます。  
定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。

#### 日程第1 閉会中の所管事務調査報告

議 長 日程により、閉会中の所管事務調査報告に入ります。  
各委員会からそれぞれ報告を受けてまいります。  
それでは、総務文教常任委員会から報告をお願いします。  
総務文教常任委員長 東森修一君。

東森総務文教 失礼します。

常任委員長 総務文教常任委員会から閉会中の委員会報告をいたします。

去る7月26日、町長、副町長、教育長、会計管理者、関係担当課長出席のもと委員会を開催、各課から報告を受けました。

総務課からは、平成22年度福崎町職員募集、人情喜劇「銀の馬車道」の公演、役場庁舎議場いす取り替え工事の見積もり結果、行政懇談会の開催状況、指定管理者選定委員会設置要綱、役場庁舎受動喫煙防止対策、平成22年度福崎町区長会要望についての報告を受けました。

企画財政課からは、平成21年度地方財政状況調査結果、平成22年度普通交付税算出、平成22・23年度競争入札等参加資格審査申請者の資格認定、町内業者及び準町内業者、行政改革大綱及び実施計画を平成22年7月21日決定し、その内容についての報告を受けました。

出納室からは、平成21年度各会計決算、平成22年度歳入歳出計算書（平成22年6月30日現在）、平成22年・23年度競争入札等参加資格審査申請者の資格認定（物品）についての報告を受けました。

税務課からは、平成21年度町税等の決算状況、平成21年度町税等の不納欠損、平成21年度住宅資金貸付事業決算状況、平成22年度町税等の当初賦課状況、平成22年度固定資産税の縦覧・閲覧件数、平成21年度滞納整理対策委員会合同徴収収納額、またインターネット公売の結果についての報告を受けました。

学校教育課からは、学校給食費及び保育料の収入状況、高岡小学校区地域ボランティアの募集、小学校教科用図書採択、放課後子ども教室についての報告を受けました。

社会教育課からは、第46回福崎町子ども会球技大会の結果、第37回福崎夏まつり実施計画、サマースクールの取り組みについて、三木家の臨時公開、夏休みに行われる小学生対象のイベント・講座一覧についての報告を受けました。

続いて、8月30日町長以下、関係者出席のもと、第2回目の委員会を開催し、各課からの報告を受けました。

総務課からは、職員採用試験申し込み状況、平成22年度公務員給与等勧告の骨子について、行政懇談会の開催状況、女性委員会について、第1回委員会を8月3日に開催し、第2回委員会を10月14日に開催予定であるとの報告を受けました。委員名簿及び意見交換の内容は別紙のとおりです。

企画財政課からは、平成22年国勢調査について、町民第2グラウンド及び田原幼稚園敷地の土地所有権について、関係者は約800人に拡大し、訴訟を起こして整理する予定との報告を受けました。

元社長の逮捕に伴い、龍巳の競争入札参加資格を停止したとの報告、工事請負

契約約款の改正について、集中改革プランの5年間の実績については、現在取りまとめているところで、次回の委員会に提出したいとの報告を受けました。

出納室からは、平成22年度歳入歳出計算書（平成22年7月31日現在）についての報告を受けました。

税務課からは、町税等の口座振替及び前納報奨金交付状況、インターネット公売について、平成22年9月10日に福崎町文化センターにおいて、たばこ税の手持品課税説明会を開催するとの報告を受けました。

学校教育課からは、耐震改修工事の進捗状況、平成22年度に使用する小学校の教科用図書について、平成22年度全国学力・学習状況調査の結果、田原幼稚園建設工事实設計業務委託及び福崎西中学校受水槽改修工事の入札結果、町内小・中学校における警報・注意報が発令された場合の登校等について、別紙の内容に変更するとの報告を受けました。

中学校の部活動について、福崎東中学校陸上部の石山歩君が近畿大会の円盤投げで優勝、全国大会では6位に入賞し、また福崎西中学校野球部は近畿大会で優勝したとの報告を受けました。

高岡小学校区地域交流広場推進委員会が設立され、委員として52名が登録、2学期から子どもの見守り活動を開始するとの報告を受けました。

社会教育課からは、第29回自治会親善ソフトボール大会の結果、福崎町子ども会少年少女将棋大会の結果、神崎郡子ども会球技大会の結果、サマースクールの実施報告、ウィンタースクールを開催するとの報告を受けました。

図書館キャンドルナイト2010を9月10日（金）の19時から20時に実施するとの報告を受けました。

全般的に数字の確認や文言の確認が多かったと思います。

防災無線の誤報については、再発防止、チェック体制の意見が出ました。

今年度の学力調査では、委員からの意見は出ませんでした。今までと違いすべての児童、生徒が試験を受け、福崎町の実態が浮き彫りにされました。課題はあるもののよく頑張っていると思いました。

また、給食費の収入状況は職員の頑張りもあり、だんだんよくなってきています。今後さらに努力してほしいと思います。

以上で報告を終わります。

議長 次は、民生常任委員会から報告をお願いします。

民生常任委員長 石野光市君。

石野民生常任委員長 民生常任委員会から、さきの6月定例会以降の所管事務調査について報告をいたします。

まず、7月28日に副町長、担当課長出席のもと、所管事務調査を行いました。

住民生活課から、資料1から4ページにあるように、公害防止協定に基づく協議について2件あり、1件は株式会社トッパンパッケージプロダクツ福崎工場の平成22年7月12日付の協議書について説明を受けました。押し出しラミネーター設備を設置する工事についてのものです。主に食品に対する軟包装材料、いわゆるラミネート包装材料を製造する設備を設置しようとするものでありました。排水の量、汚染状況について変化はないとのことで、委員会として全員賛成で了承することとしました。

2件目は、資料5ないし8ページのウシオライティング株式会社の福崎事業所において、コンプレッサーの1台は老朽化による更新工事、同じくコンプレッサーの1台は環境改善、外部への騒音対策として移設工事を行うというもので、2台とも既設の位置から移動して1カ所に集めようとするものでありました。委員

会として全員賛成で了承することとしました。

また、報告事項として9ページのとおり7月9日付でアイピーアイ株式会社が親会社への吸収合併を原因として、石塚硝子株式会社福崎工場へ社名変更したとの承継届け書の提出があり、これに伴い公害防止協定に係る届け出者の地位を継承したとの報告がありました。

資料10ページのとおり、株式会社ナンバの公共下水道接続による公害防止協定覚書の締結をしたとの報告がありました。

6月27日、三木市の県立広域防災センターで行われた第23回中播磨地区消防操法大会において、小型動力ポンプの部は庄分団が優勝、自動車ポンプの部では新町分団が準優勝の成績をおさめられました。

また、11ページの資料のとおり、消防の小倉の小型動力ポンプ付軽四積載車、鍛冶屋、庄分団、それぞれの小型動力ポンプの入札結果と、町営馬田住宅1戸と西治住宅1戸の解体工事の入札では同額が2社あり、くじ引きで落札者を決定したとのことで、工期は9月末とのことであります。

平成22年度区長会要望書の提出がありました。要望書は事務局保管してあります。

健康福祉課から21年度介護保険事業状況報告と決算見込みについて、12ないし14ページで報告がありました。

15ないし16ページの資料で社会福祉協議会での正職員1名の職員採用募集並びに介護保険事業実績について報告がありました。

15ないし19ページの資料で、文珠荘に関する報告を受けました。

1点目は指定管理者株式会社輝の21年度事業収支について、2点目は9月末を工期して現在行われております文珠荘の外壁補修工事の入札結果と、工事の概要であります。3点目は、23年度から28年度の5年間の文珠荘の指定管理者の公募についてであります。申請書の受付期間は9月21日から9月末とし、資料18ページの指定管理者選定委員会で11月中に選定を行い、12月定例議会で指定管理者について議決を求めていくとの内容であります。

19ページから22ページの資料により、町公共交通方針策定業務委託の入札結果、23年3月末をめどとする町公共交通再編方針策定業務の工程、町民移動実態調査を自治会の協力を得て全戸アンケート調査を行うことなど、また道路運送法の定めによる、町地域公共交通会議の設置要綱、委員名簿案について報告を受けました。

また、22ページの資料で、民生児童委員・民生協力委員の一斉改選について、22ページの資料で報告がありました。22年12月1日から25年11月末までの3年間の任期で改選のスケジュールが示されました。

水道課からは、21年度工事執行状況について23ページ、また22年度工事執行状況について24ページの資料で説明がありました。また25ページの資料で辻川山第1配水池耐震2次診断業務の入札結果の報告がありました。

8月4日から5日の日程で、愛知県飛島村の日本一の健康長寿村づくりの全体像について、そして愛知県武豊町の公害防止協定について視察調査を行ってきました。

飛島村は人口4,484人、面積22.53平米、名古屋市南西に位置し、名古屋港の重要な一角をなすとともに、伊勢湾自動車道飛島インターチェンジがあり、物流の拠点として企業活動が盛んで、村の税収に大きく貢献して、財政力指数は日本一という恵まれた自治体と言えます。昭和63年に当時県から医療費の高騰の改善を求められた。当時国の平均の1.22倍になっていたということ。

人口の少ない自治体では医療費の動向が大きく指数に反映することは容易に理解できるところであります。村ではこれを契機に平成3年から「飛島村日本一健康長寿村研究会」を発足させ、10年以上にわたり住民の協力を得て継続調査研究を行ってきた。そして研究成果を住民一人一人に適したプログラム提供や啓発資料によって、健康長寿村づくりを推進してきたということでありました。

老人医療費は昭和63年から平成2年の5年平均が、国平均の106%となっていたが、平成9年から13年では81%と大きく下げることができたということでありました。施設と職員の配置についても目を見はるものがありました。すこやかセンターとして平成6年7月13日から7年11月30日の工期で完成され、平成8年4月1日から供用開始されている施設の中に保健センターがあり、調理実習ができる栄養指導室、健康教育室があり、保健師5名、うち2名が介護高齢者福祉担当、管理栄養士、健康運動指導士1名、歯科衛生士1名が常駐している等、職員配置でも大きなウエートを占めていました。

1階に子どもも楽しめる相当規模のスライダーを備えた温水プールがあり、また2階にトレーニング室、当初から運動療法の機能回復訓練室として上肢内外旋運動器、肘関節屈伸運動器、手首掌背屈運動器等が整備されていましたが、現在はさらに一般利用者が大半となっているというトレーニング機器の設置状況も、有酸素マシンとしてエアロバイクいわゆる自転車こぎが11台、ランニングマシンが3台、クライムマシンというステップ登り運動ができるもの2台、筋力トレーニングマシンとして下半身向けにレッグプレス、レッグエクステンション、レッグカール、体幹部向けにローマンベンチ、上半身向けにチェストプレス、バタフライ、ラットプルダウン、ショルダープレス、以上が各1台、ほかにダンベル1ないし5キロが各2セットあるというものであります。

利用は村民と村内企業従事者が対象と聞きました。夜間も開設されており、勤め帰りに利用できるというものであります。図書館、児童館もこのすこやかセンター内に配置されており、全国的にもまれな施設と思われました。

公害防止協定について視察調査を行った武豊町は、知多半島の東海岸知多湾に面し、西側は常滑市に接する人口約4万2,100人、面積は約25.74キロ平米の町でした。公害防止協定を締結する際に、公害防止計画書がセットになっているとのことでありました。町が抜き打ち的に工場排水の採取、チェックを行っている点などは福崎町と同じですが、情報の公開などで福崎町の取り組みに優位性を感じるものがありました。

9月2日、町長、副町長、担当課長出席のもと委員会を開き、所管事務調査を行いました。

住民生活課から、8月8日に三木市の県広域防災センターで行われた、第23回消防団操法大会の結果、庄分団が小型動力ポンプの部で優勝という見事な成績をおさめ、11月12日に愛知県蒲郡市で行われる第22回全国消防操法大会に出場されることとなったとの報告がありました。

戸籍上の生存高齢者の状況について報告を受けました。当面120歳以上について法務局と協議の上、削除していく予定であると聞きました。

資料1ページのとおり、町営住宅西治団地の1戸と馬田団地の1戸についての解体工事の進捗について報告を受けました。

9月定例会に消防団員等公務災害補償条例の一部改正の議案を上程予定との報告を受けました。

健康福祉課からは、資料2ページのとおり、国民健康保険法の改正により国保証の資格証明書の交付対象が高校卒業時に準ずる18歳到達後の最初の3月末ま

での者を除くこととなり、町の国保資格証明書交付要綱を改正したとの報告を受けました。

同じく2ページから3ページの資料で、臓器の移植に関する法律改正があり、7月17日から施行されており、町として国保証の裏面に臓器移植の意思表示シールを貼れるようにしていくとの報告がありました。

国保のレセプトについて、電子レセプトを10月からテスト運用し、23年1月から紙レセプトを廃止、電子レセプトのみに切りかえていくとの報告がありました。導入経費として初年度のみ61万1,000円の負担があるとのことでした。

資料4ページの文珠荘における指定管理業務の負担区分及び5ページの資料で文珠荘の公募による指定管理者の選定を進めていく上で、募集要項にもその内容を明記していること等の報告と、指定管理者の選定を、指定管理料のみでなく、資料のとおり総合評価で審査していく基準表が示されました。

6ページの資料のとおり、福崎町在宅重度障害児(者)訪問看護療養費助成事業について、県が7月1日から助成事業を施行したことに合わせ、町としても新たに助成事業を実施します。なお現在町内に該当する例はないとのことでした。

福崎町自立支援医療費及び特定疾患治療研究事業等、医療費に係る自己負担額の助成に関する要綱について報告がありました。ミスプリントがありますので訂正をお願いします。10ページの表題の自律の文字が表紙のものと同じように訂正願います。

福崎町に在住の100歳以上の高齢者は、男性3名、女性4名の計7名で、生存確認はできているとのことであります。

また、8月26日午後、養護老人ホーム福寿園の入所者が病院受診後行方不明となることが起こりましたが、午後4時40分、市川町内で近隣の住民の方の警察への通報で無事保護されました。再発防止対策として、不安のある場合は必ず職員が受診中も付き添うこととするとの説明がありました。

水道課からは7ページのとおり、21年度工事執行状況として、長目雨水幹線工事に伴うに配水管入れ替え工事について報告があり、秋まつり終了後に再開していくとのことでありました。

また8ページに、22年度工事執行状況、9ページに22年度業務執行状況として、辻川山第1配水池耐震2次診断業務の執行状況が示されております。

水道メーターの取り替えを西野・亀坪・西野野垣内・神谷・西谷・西治・高橋で9月15日から24日の間に実施するとの報告がありました。

以上をもって、民生常任委員会からの報告を終わります。

議長 次は、産業建設常任委員会から報告をお願いします。

産業建設常任委員長 北山孝彦君。

北山産業建設 産業建設常任委員会から、議会閉会中の調査報告を行います。

常任委員長 委員会は、7月30日、9月7日に、町長、副町長以下、関係担当課長出席のもと、各課からの報告を受けました。

まず7月30日の報告をいたします。

産業課から2件の協議事項がありました。

株式会社トッパンパッケージプロダクツ福崎工場の工場立地変更届について、社内生産体制の合理化及び新製品開発のための生産環境確保とのことであります。

ウシオライティング株式会社の工場立地変更届について、1台のコンプレッサーは老朽化更新のため、もう1台のコンプレッサーは環境改善のための移設工事とのことであります。委員会として2件とも全員賛成で了承いたしました。

続きまして報告事項であります。

平成21年度業務委託及び工事進捗状況について、株式会社もちむぎ食品センター第21期事業報告について報告を受けました。

アイピーアイ株式会社から石塚硝子株式会社福崎工場への社名変更について報告を受けました。

農地・農業用施設等災害復旧事業について、有限会社アケボノ企画との訴訟経過と今後の予定について、商業・法人登記事務取扱庁の変更について、報告を受けました。

姫路市、神崎郡の8森林組合が合併して発足する「中はりま森林組合」の予備契約調印式が7月29日、神河町の大河内保健福祉センターで行われたとの報告を受けました。委員から、組合員数5,200人のうち、福崎町の会員と役員数はどの質疑があり、福崎町67名、役員理事19名のうち1名、総代207名のうち10名とのことでした。

まちづくり課からの報告事項であります。

平成21年度及び平成22年度の工事・業務委託執行状況について、平成22年度用地・補償契約進捗状況について、福崎町水防計画書の改定について、土木施設災害復旧に係る国の査定結果について報告を受けました。

急傾斜地崩壊対策事業実施にあたっての、地元負担金の徴収について報告を受けました。委員から、西谷地区からの要望があるとのことですが、一度現場視察をしてはどうかとの質疑があり、8月24日に宍粟市の現場を見ていただく予定ですとのことでした。

集中豪雨対策として「Xバンドレーダ」の観測情報をネット公開するとの報告を受けました。

官民がそれぞれの役割を果たしながらまちづくりを実現するための指針として、「福崎町都市計画マスタープラン」を公表したとの説明を受けました。

福崎ユニバーサル推進地区の取り組みについてPR案内板を設置するとの報告を受けました。

福崎駅周辺整備について委員から、町の方針は、住民の取り組む姿勢は、甘地福崎線及び駅前広場の概略はどの質疑があり、町も提案として考えを伝えながら、地元の住民と相談しながら進めたいとの説明を受けました。

学校施設耐震改修工事の実施状況について報告を受けました。

道路・河川等の県事業の取り組みについて、以下の報告を受けました。

県道三木宍粟線大貫地区第2工区道路整備事業について、事業説明会を7月3日に開催し、8月、9月上旬に道路測量設計を実施する。

県道三木宍粟線南田原交差点改良事業について、事業説明会を7月9日に開催し、本年度より物件の調査及び用地交渉を開始する。

5月23日、24日の豪雨により被災した七種川は国庫補助の災害復旧事業として着手することが可能となった。

板坂口下谷川砂防事業について、大谷池谷川砂防事業について、平成22年度福崎町区長会要望書について報告を受けました。

下水道課からの報告事項であります。

平成21年・22年度工事・業務委託執行状況について、下水道接続状況について、雨水計画の今後の方針について報告を受けました。

田原第3汚水幹線管渠工事の状況について、7月5日～7日まで及び7月22日から工事を行うとの報告を受けました。

田原汚水中継ポンプ場工事の状況について報告を受けました。

省エネ型膜分離活性汚泥法の実験プラントについて、6月4日に覚書を締結し、7月1日にプラント設置したと、それぞれの報告を受けました。

続きまして、8月24日に西谷地区役員とともに宍粟市の現場視察を行いました。県土木事務所の担当者に同行していただき、事業の概要と工事現場を視察し、県において事業化に向け調整が進められていました。県下における受益者への地元負担金の徴収状況、町としての徴収に対する方針等の説明を交えながら、地元住民と意見交換を行いました。

9月7日の報告をいたします。

産業課から報告事項であります。

平成21年・22年度業務委託及び工事進捗状況について報告を受けました。

株式会社もちむぎ食品センターの第21期事業報告について報告を受けました。

農業等産業施設災害復旧事業費町単独補助の暫定処置に関する規則（案）について、報告を受けました。委員から、災害ごとに区切らずに恒久的な規則にならないのかとの質疑があり、町からはこれまでの経緯もあり、補助事業の採択においても災害時の区分があり、町単独の事業においても同様に対応した。災害ごとの規制になっているとの回答でした。

森林組合の広域合併経過と今後のスケジュール及び合併時における組合員数等組織概要について、報告を受けました。委員から、一口200円だが合併後の総出資額はとの問いに、1億8,090万円との回答でした。

春日ふれあい会館の雨漏り状況と屋根改修計画について説明を受けました。

有限会社アケボノ企画との訴訟経過について報告を受けました。

9月定例議会に農地・農業用施設等災害復旧費及び春日ふれあい会館屋根修繕に関する補正予算を上程予定との報告を受けました。

まちづくり課からの報告事項であります。

平成21・22年度の工事・業務委託執行状況について報告を受けました。委員から生活道路舗装工事はどのような基準で工事を実施しているのかとの質疑があり、住民生活に支障のあるところ、地元で優先順位をつけて現地確認をした上で進めるとのことでした。

平成21年度用地・補償契約進捗状況について、町道中島井ノ口線道路改良工事入札結果について報告を受けました。

建設業法違反により株式会社龍巳の競争入札参加資格及び下水道排水設備指定工事店を3カ月間停止したとの報告を受けました。

工事請負契約約款の改正について、改正の趣旨、発注者の帰責事由がある場合とはとの質疑があり、公共工事標準請負約款の改正に伴う改正で、契約取引の対等性の確保、明確化、履行体制の合理化に基づく改正内容の報告を受けました。

急傾斜地崩壊対策事業実施に当たっての地元負担金のあり方について報告を受けました。委員から、この事業で実施が予定される地域は町内でどれくらいあるのかとの質問に、町内では急傾斜地は76カ所、うち23カ所が被害想定区域、それ以外が10戸以下で37カ所ある、危険度の高いところから事業を進めたいとのことでした。

福崎駅周辺整備については、利用状況を把握するため、公共交通再編方針策定業務とあわせて、住民意向調査、利用者の実態調査を行い、検討を進めたいとの報告を受けました。

旧福崎保育所跡地を町立の公園化にする請願が採択され、町としての処理経過及び今後の処理方針について、県道三木宍粟線南田原交差点改良事業における兵庫県との費用負担割合について、県事業（道路・河川等）の取り組み状況について

て、報告を受けました。

下水道課からの報告をいたします。

平成21年度繰越工事及び平成22年度工事業務委託執行状況について、下水道接続状況について、ヤゴ雨水幹線工事の入札結果について、田原第3汚水幹線管渠工事の状況について、報告を受けました。

田原汚水中継ポンプ場工事の状況について、最深部の掘削を行っているとの説明を受けるとともに、現地調査を行いました。

省エネ型膜分離活性汚泥法の実験プラントについて、平成22年8月25日までに実験プランの設置を完了し、実験の実施に移っているとの報告を受けました。

9月定例議会に平成21年度農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算認定及び工事請負契約の議案を上程予定との報告を受けました。

以上で産業建設常任委員会からの閉会中の調査報告を終わります。

議長 次は、議会運営委員会から報告をお願いします。

議会運営委員長 小林 博君。

小林 議会 失礼いたします。

議会運営委員長 議会運営委員会は7月1日に委員会を開催して、6月議会における反省会とそれから今後の議会運営委員会の活動の内容等について協議をいたしました。内容は書いてあるとおりでございます。

次に、7月21、22日の両日、京丹後市議会と養父市議会の調査をさせていただきました。双方ともに議会活性化の取り組み、その成果としての基本条例の制定、そしてそこに至る経過と、それから制定後の実践状況等々について、丁寧な説明をいただき、そして熱心な質疑応答もございまして、両市とも時間オーバーをするほどの熱心な勉強をさせていただいたところでございます。双方ともたくさん資料をいただいております。事務局に置いておりますので、ぜひまたご覧をいただければ幸いです。

さて京丹後市につきましては、6つの町が合併して、面積501.84平方キロメートルと、非常に大きな市になっております。現在24名の議員定数であります。この基本条例制定に至る若干の経過を報告させていただきますと、平成18年議会改革特別委員会を15名で設置をして、当時は30名だったと思うんです、定数はね。これ議会の活性化と改革のための見直しの検討を開始いたしております。それは合併が直接の経過ではありますが、地方分権法など権限の移行を財源の一括交付、規制緩和などが進むこと、首長が住民との直接対話を進める中で、議会の存在意義と役割を改めて見直す必要を考えたということでございます。そこで検討課題としたのは、そこに掲げております8項目でありまして、それらがこの特別委員会が1年3カ月にわたりまして熱心な協議、37回も会議をやりまして、その他に作業部会も設けまして、進めてきたということでございまして、その間、全員協議会等も含め、非常に精力的な取り組みを進められて、基本条例の制定となったということでもあります。

議会基本条例は前文、本文8章附則から成り立っております。第1章は総則で条文制定の目的を述べ、議会と議員の活動原則等基本事項を定めております。

2章は、市民と議会の関係を定めてございまして、情報公開、説明責任、会議の公開原則、市民との対話の機会を多様に設けること、法制度を活用して市民の専門的識見等を議会に反映させること、請願・陳情を市民の政策提言と位置づけて、提案者の意見を聴取する機会を設けるなどしております。また、この章の特徴は議会としての懇談会、報告会を開催するということが際立っております内容かと思ひ

ます。

第3章は市長等執行機関と議会及び議員との関係を定めております。緊張感の保持、具体的には一般質問の一問一答制、あるいは反問権などが書かれております。また、市長による政策等の形成過程の説明、予算・決算における政策資料説明の作成などを求めています。また地方自治法96条第2項の議決事件、要件を明示いたしまして、基本構想以外、各市の基本的な計画も議決対象というふうにしておるわけでありませう。

第4章は議会の討論の拡大に努めて、議員間討論を中心にして会議を運営し、議論を尽くして合意形成に努めること、また市民に対して結果の説明責任を果たす、議員は自らも積極的に政策、条例、意見書等の議案を提出する努力を行うこと。

第5章は委員会の活動についてでありまして、決められておりますことを、委員会としても具体化していくということで、委員会の持つ専門性を生かして、適切に対応する。積極的な懇談会を開催し、市民と自由に意見交換を、委員会の特色を生かして行うということでありませう。

第6章は議会及び議会事務局の体制整備でございます。議員の資質強化、政策立案能力の向上のために、議員研修の充実強化あるいは議会事務局の体制整備と強化、議会図書室の充実と活用、広報の充実などがあげられております。

第7章は議員の政治倫理、議員定数、議員報酬についてであります。これらは別の条例で定めることといたしますが、市民、市政の現状や将来展望を踏まえて、総合的に検討すること、参考人制度や公聴会など、広く市民の声を聞くことなどが掲げられております。

第8章はこの条例を最高規範として、そして後、見直し手続等を定めておるといのが大体この基本条例の骨子であります。

この取り組みを進めるために、議会と特別委員会は研修会及び視察研修の実施など見識を深めるとともに、市民の意見を改革に反映させることで、市民アンケート調査、懇談会、公聴会、パブリックコメント等の手法を活用されております。基本条例が終着点ではなくスタート点であり、既に実践に踏み出されていることには感心をいたしました。広域合併が契機になったとはいえ、議会の置かれている現状を踏まえ、議会自身が熱心に取り組む展開されたことは非常に参考とすべきであろうと思ひました。具体的に議会の議決事項の拡大とか、予算の積算資料の提出等当局との関係、一般質問の内容の新聞折り込み予告、議会のインターネット中継、議会としての報告会など既に多様に取り組まれておるものでございませう。基本条例即制定になるかならないとは別にいたしまして、我々も皆さんとともに努力をいたしてきたこと等も多くございませうが、今後の課題として参考にすることが多くあったというふうにして思ひます。

ちょっと時間をとりましたけれども、報告といたします。

議長 以上で、各委員会からの閉会中の所管事務調査の報告を終わります。

## 日程第2 質疑

議長 次の日程は、議案に対する質疑であります。

議案番号順に進めてまいります。関係議案、担当課長等により複数で質疑を受ける場合もございませうので、あらかじめご承知を賜りたいと存じます。

なお、議案第41号、議案第54号、議案第55号につきましては、本日すべての議案に対する質疑を終了した時点で正式にお諮りをいたしまして、本日即決

いたしたいと存じますので、あらかじめご承知賜りますようお願い申し上げます。

なお、会計管理者から資料訂正の申し出がございますので、発言を許可いたします。

会計管理者 失礼いたします。

出納室資料に訂正がございますので、修正をお願いいたします。

出納室資料の20ページをお開き願います。

平成21年度農業集落排水事業の特別会計の概要説明の上から2行目でございます。歳入歳出総額が2億2,736万7,964円となっておりますが、正しくは2億7,736万7,964円となります。訂正をしておわび申し上げます。

議 長 それでは、報告第10号、議会の委任による専決処分の報告についてご質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、報告第11号、平成21年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第41号、教育委員会委員の任命についてご質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第42号、平成21年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、決算書、決算報告書等膨大なものでございますので、質疑をされる方は、それぞれのページをお示しの上、ご質疑を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本案に対するご質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

9 番 まず、決算報告書の66ページ、66-1ですね、ハイフン1と書いてあるところ。これは社会福祉協議会運営委託事業ということで、その報告が出ておるわけです。今回からこれまでの指摘も受けて、報告書の表現の仕方をわかりやすく変えたというふうな報告も受けまして、見せていただいたわけですが、この66-1に書いてある成果、事業内容成果、ほかにもたくさん見られますが、この成果の欄を見ますと、委託料と補助金の項目と金額が記述してあるわけです。これが成果なんかと。会計管理者が出納室のほうから恐らく説明がありましたので、ご指示があつて各課でつくられたらと思うんですがね。そういうようなところがほかにも幾らか見られます。今後のその改善をしていくという意味でお尋ねをするのですが、していただくという意味で。これは、成果をどういうふうにお考えになつてるのか、どういうふうに関課へ指示をされたのか、その辺のところの答弁からまずお願いをします。

会計管理者 この決算の報告書という形で今までの様式と若干変えさせていただきましたということで報告をさせていただきました。この決算に関する報告といいますのは、地方自治法では様式は定められておりません。それで各市町のよいところということで今回初めてこういう形で事業別でさせていただきます、それぞれの事

業の内容と成果がどのようなことであったかということ、各課に出納室のほうから指示をさせていただきました。結果としてこういう形でお示しをさせていただいたんですが、議員の方々からのいろんな意見をいただきながら、今後もっともっとわかりやすい、住民にわかりやすい決算報告になりたいと、このように思っております。

今回ご指摘のあります社会福祉協議会の委託事業につきましては、事業内容と成果という形で実績を見ておりますという形で表示をさせていただいております。

9 番 今報告書が、今言われたようにどんな形ということとは決まってないという事は、それは私も承知してるわけですけども、いわゆるその成果いうものは、これからいきましたらね、しっかり金を使って、金額書いておいたら成果が上がった。そういうふうにもとれる表現ですね、この表現は、今回の場合は。私は思いますのは、事業内容はこうです、成果は次の社会福祉協議会の事業報告に示してありますというふうなことではないかというふうに思うんですが、いかがでしょう。私はそういうふうに思います。それがここへ書いてあるのが大体成果だと思うんですね。事業報告が。

会計管理者 この事業の成果の部分でございますが、この委託しておる成果がこれであって、その次の66-2以降に、社会福祉協議会の事業報告という形で示させていただいたということで、以下10ページほどで説明をさせていただいております。

9 番 それは見せてもうたらわかりますからね。ですからこの表現の仕方でしたらね、こだわりますけどね、別に非難してどうこうとかいうことではないのですよ。最前も言いましたように、今後よりわかりやすくしていくという意味で申し上げてるんですけどね。これでしたら、さっきも言いましたように、しっかりあっちやこっちへ金を使いましたと。金使うことが成果いう表現になってるでしょ。私はそういうふうに理解するのですがね。いやここだけやなしに、ほかにもありますけどね。余りそんなもんいろいろ言うてみたってしょうがないから。これをたまたま、割とこの大きなスペースで出てますので、申し上げとんですがね。ここは、成果のところは、次の事業報告、社会福祉協議会の事業報告に記載してありますというふうなことで、いいのではないかなというふうに思うんです、私はね。

それと、この事業報告ですね、これを見ておりましたら細かいことはいっぱいありますけれども、かなりその当初の目標がはっきりしてないのではないかと、いわゆるPDCAのマネジメントサイクルをきちっと考えておやりになっているのかなというふうなところが出てまいります。例えば66-5で申し上げますが、一番下の備品貸し出し事業で、介護用品ですね、電動ベッド貸し出し件数いうたら19年から21年で約半分になっていますね。どんどん下がっていつておると。ほかにもありました。まあまあこれだけにしておきますけどね。その辺のところはやはり周りの状況ですね、民間の事業者もたくさんあるでしょうし、そういうふうな中で社会福祉協議会は頑張ってるやっただいていていのですが、その辺の対策がきちんと立っておるのか、チェックができたんかというふうなところを、この社会福祉協議会だけやなしに、ほかの章の部局でも言えることなんです。

それと、これはこのぐらいにしておきまして、もう1点この説明資料ですけども、企画財政課の13ページ、姫ヶ池地区のため池等整備事業ということで、県道の西田原姫路線を道路改良いただく説明の資料として、用地買収をするためにこの説明資料が出ておるわけですが、この生態標準断面図というのが下のほうにありますね。上が計画平面図ですが。この生態標準断面図にですね、用地買収範囲があります。これ何メートルか私は理解ができないのですが、どういうふうにしたら理解できるのか説明してください。

議 長 ただいまの吉識議員の発言でございますが、これは補正予算のほうでございますので、決算書また決算報告書でございませんので、今後、補正予算のほうでお願い申し上げます。

ほかにございませんか。

9 番 それは補正のところで言います。もう一遍言いますからそれまでによろ考えといてください。

それでは、報告書の217ページをお願いできますか。この報告書の217ページを見せていただきますと、給与費明細書の決算状況ということで、時間外勤務手当というのが一番下のところがございますね。20年度よりも21年度のほうが356万9,416円増えておるという状況です。確か予算のときだったと思いますが、時間外はできるだけ減らして、職員の皆さんも地域の活動に参加していただいたり、家庭サービスをしていただいたりというふうなことをしていただいたらどうでしょうかというようなご提案も申し上げましてね、いろんな資料を見ますと、人件費を少なくしていくというようなことも、記述がある部分もあります。全体的には減っておるのは承知をしておるんですが、これは何ゆえこういうふうが増えたのでしょうか、理由を。

総務課長 答えをいたします。

時間外勤務手当の増なんですけれども、実は21年度には衆議院議員、県知事、それから町議会議員の選挙がございました。20年度はございません。その分野で170万円余りの時間外勤務手当を使っております。差し引き180万円ほどあるんですけれども、その分につきましては新規事業への対応分でありますとか、異動に係る一時的なもの、それから21年度は育休職員が結構ございまして、そういった部分で増になったというふうに考えております。

議 長 しばらく休憩いたします。再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時50分

◇

議 長 会議を再開いたします。

議案第42号、平成21年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について、ご質疑がございましたらどうぞ。

9 番 報告書の217ページで、時間外勤務手当の前のところに管理職手当というのがありますが、これも20年度よりも21年度が若干増えております。これ一般会計ですが、この管理職手当というのは、一番基本的なことですが、だれがお取りになっておるのか。職階、人数と全体の関係以外にもあると思いますので、わかっておればお答えをいただきたい。何人ぐらいということをね。

総務課長 副課長以上が管理職手当が当たる職員でございます。

9 番 副課長以上というと全部で何人ですか。

総務課長 30人前後だったと思いますが、後ほど調べてお答えさせていただきます。

9 番 ほかの会計にわたって聞いてますんで、答弁していただくのはちょっと難しいかわかりませんが、こういうふうな副課長さん以上が管理職手当を取っておられるということで、部下の指導等をしていかんとあきませんので、これは当たり前かなというふうには思います。

私、以前から非常に気になっていることがありまして、今、管理職の手当について聞きましたんで、これと関連するようなことで、どこに資料があるわけでもないんですが、いわゆる幹部会議と言われるものですね、よくおやりになってお

るというふうにお聞きをしております。どういう名称をつけて会議をされておるのか知りませんが、いわゆる幹部会議と言われるものに出席される役職者の人数は何人ですか。

総務課長 17人でございます。

9 番 年間大体何回ぐらい21年度は開催をされて、延時間は幾らぐらいですか。データがありますか。あったらお答えください。

総務課長 回数、時間数、ちょっと資料を持っておりませんので、また後ほどお答えさせていただきたいと思います。

9 番 私がちらほらとお聞きをしておりますのは、幹部会議の時間がその議題にもよると思うんですが、非常に長時間であるというふうなことをお聞きをしております、人間の緊張して集中できる時間というのはある程度限られおるのじゃないかというふうに私は思っております、長時間の会議はいかがなものかと。されるのであれば、就業時間過ぎてから、朝まで十分にやっていただいたらどうだろうというふうなことを思います。これは私の一人の思いですが。その幹部会議の効率性を、もう少しお考えをいただいたらと思うんですね。大体1時間当たりの人数がわかっておりますけど、時間がわからんということですからあれですが、幹部会議の時間当たりのコストというのは計算したことありますか、総務課長。

総務課長 私が総務課長になってからはしておりません。

9 番 じゃあこれも一度一緒にやっていただいて、教えていただいたらというふうに思います。

それから、総務課長さんにお尋ねをしておりますので、続きまして総務課長さんにお尋ねをしたいと思います。報告書の42ページに、職員研修事業の報告がなされております。私3月の予算のときにも、正規職員と非正規の職員の研修等々について、いろいろ申し上げました。この21年度の報告を見せていただきますと、非常にたくさんの方、延べ320人が研修を受講されたというふうなことが書いてありまして、その次のところに、どういう研修に行ったかというふうなことが書いてあります。報告があるわけですが。ちょっと、自治大学校は私もある程度承知をしておるつもりですが、この次のアカデミー国際文化研修所、県自治研修所、播磨自治研修協議会、兵庫県町村会、町ですね、町なんか特に231人というふうなことですんで、総務文教委員会に報告があったかもわかりませんが、あつたら申しわけないんですが、少しそれぞれのこの主催されておる別に、どういうふうな研修内容なのか、教えていただきたいと思います。

総務課長 一番前に書いてありますのは、これは自治大学校ということで、21年度は1人研修を受けさせております。それから2番目に書いてあります、アカデミー国際文化研修所でございますけれども、これは市町村アカデミーということで、千葉県にあります市町村アカデミー及び滋賀県にあります国際文化アカデミーというところに、職員を5人研修に行かせております。それから3番目に書いてありますが、県自治研修所ということで、これは塩屋にあります県の自治研修所に行かせております。法務研修でありますとか、政策研修等でございます。それから播磨自治研修協議会でございますが、これは姫路市役所の中にあるわけですが、この播磨地域の研修協議会で、市町村が集まって協議会をつくって、そこで姫路市が幹事をしていただきまして研修を職員に受けさせていただいております。それから兵庫県町村会でございますが、これは県の町村会のほうでいろいろ研修を考えていただいております。それに行かせております。町の分につきましては、新人研修それからこの21年度は全職員研修ということで、メンタルヘルス研修を行っております。その分で200人余り受けておりますので、その分

が増えているということでございます。以上です。

- 9 番 いわゆるそれぞれがプロの職員になっていただくという意味からしますと、研修は大いに受けていただきたいというふうに思います。それも内容の濃いものを受けていただいて、ただ受けるだけじゃなしに、それを実践していくということが大事かと思っておりますので、そういうふうなことをまとめておきたいというふうに思います。

次に、説明資料の税務課の6ページ。昨年度も滞納の件と不納欠損についてはいろいろこの場で議論がなされまして、提案もなされました。今回は見せていただきますと、資料がたくさん出ておりまして、よかったなというふうに思っております。今、お示しをしました説明資料の6ページを見ますと、住民税が無申告の方が20人あって、滞納が132万円、比率がずっとこう出ております。私この150万円から200万円いうところ、このラインまでを合計してみました。そうしますと、無申告から84.52%になりました。人数にして180人、滞納額は71.49%、金額が947万4,895円というふうになりました。これは住民税ですけども、こういうふうな所得のない方とか、非常に低い方が税金を払っていただくというのは非常に困難を伴うな、生活もありますんでね、というふうなことを思うわけです。国民健康保険税では今回不納欠損が昨年よりも相当金額がふえておりました。その基準等々については昨年も議論をされておりますし、また後に譲るとしまして、私がお聞きをしたいのは、国保税ではこういうふうな構成ですね、所得段階別の。どういうふうになっておりますか。

- 税 務 課 長 国保税につきましては、この21年度滞納分で一番その世帯の数が多いのはやはり無申告者でございます。全体的に言いますと所得の低い方、そういった方が滞納の、世帯の件数としては多いのが実態です。

- 9 番 そうだろうと思うのですね。大体この住民税のところと数字は多少違ってても、そんなに大きく構成としたら違わないのではないかというふうなことを思うんですが、想像ですけどね、私は。特に国民健康保険税なんかですと、滞納して払いませんといういろいろ処分がありますね。それで高齢者の方、所得が国民年金だけですとねんとかね。そういうふうな方々がたくさんおられるわけですが、それでも、例えばこの暑くても、テレビでよくやりましたけれども、エアコンをつけずに、それは私はエアコンは嫌いやと言うんやけども、実際は電気代が要ったら電気代が払えないから、払うのに困るから、税金払わんといかんさかいに、まじめにやっぱり税金を払おうと、一生懸命腐心をしてお支払いをいただいております。それが到底もう無理だというような方もあるでしょう。そういうふうな方が、健康保険証がないとなかなか診察が受けにくいということになってくるわけですし、年がいきますとだれでもいろんな病気が出てきまして、お医者さんのお世話になるというのは、もうこれは当たり前の話で、なんですけれども、それがなかなかできにくいというふうなことになってまいりますね、滞納しておりましたら。そういうふうな方に対しての、実際に喜んでいただけるような、手法があると思うのですが、課長さんそういう研修は、だれか職員に行ってもらいましたか。

- 税 務 課 長 国保の関係のご質問を受けました。今言いましたように、相対的に所得の低い方の滞納は多うございます。どうしてもそういう支払われないというふうな方につきましては、もちろん納税相談をさせていただいております、これも渡さないというふうなことになりますと、本人の健康とか人権につながることで、当然短期証を交付しております。2カ月、4カ月の短期証の交付をしております、例えば4カ月でしたら、その4カ月後にもう一度納税相談をさせていた

だいて、いろいろとその家庭の状況等もお聞きしながら、継続をしていくというふうな実態でございます。

それと、所得のない方でも無申告の方がいらっしゃいます。そういった方につきましても、呼び出しをさせていただいて申告をしてくださいと。結果、一定以上の所得がなかったら軽減になりますので、結論的に言いましたら税金が安くなりますよというふうなことでお知らせもしております。

- 9 番 いろいろとやっていたのはわかるんですが、私テレビを見ておりました、例えば福崎町でも、生活科学センターでノンバンクの悩みの相談とかね、社会福祉協議会かどっか確か法律相談をやっていますね。あれもそういうふうなのが結構多くの部分を占めるんだというふうなことをお聞きをしてるんですが、その辺のところを税務課がタイアップして、実際困っておられるわけですから、そういうふうな方が困らんでいいように、例えば高利の過払い分を返還させるようなことを手助けして、返ってきた中から税をいただくというふうなことも既にやっておるわけですね。そういうふうなことが福崎町でできておるのか。今言いましたこういう研修に行かれたら、そんな話は恐らく出てくると思いますしね。そういうふうな研修には行かせましたか。どうですか。

税務課長 研修につきましては、先ほど総務課長も言いましたように、行かせております。もちろんその中で、課税の研修、徴収の研修もありますので、徴収の研修の中ではもちろん過払いとか多重債務、そういったことも研修の中の項目としては入っております。

- 9 番 それと、町には顧問弁護士さんがおられますから、もう既に活用されておると思いますが、そういうふうな報告もこれまでも受けておりますので、さらにその顧問弁護士さんにいろいろご相談をして、いい知恵を授けていただいて実行をしていくということが大事なのではないかとというふうに思います。不納欠損については、滞納の金額がなくなるというのはこれはもうそうなったら一番いいんですが、そうはなかなかできませんので、いかにして少なくするかという話なんですけれども、最近の納税組合の状況というのはどういうふうになっておりますか。私はその辺も影響しておるのではないかとというふうなことを考えるんですが。

税務課長 納税組合の状況は、減少の一途をたどっております。20年度におきましては21組合が、21年度17組合。現在は14組合になっております。これもやはり他人に自分の税金、税額を知らせたくないというふうな考えだと思います。加えまして平成17年の4月に個人情報保護法というのが国のほうで施行されて、そういった関係も影響しているのではないかと考えております。

- 9 番 個人情報保護法というのは難しいものですね。親の年金を親が死んでいるのにそのままずっと生活に困るからもうてたというふうな事件があって、たくさん事例が出ておりましたけれども、その中でも個人情報の保護という話が出てきておりましたですね。ですからその辺の調和がなかなか難しいということだろうと思うのですがね。

それから、財政の全体的な話なんですけど、昨年度もお聞きをしたんですが、企画財政課長さん、21年度の普通会計の決算の20年度にお聞きした分析の数字ですね、普通会計の。持っておられますか。持っておられたら、財政力と財政構造の弾力性、人件費、物件費等の状況、それと給与水準、ラスパイレス指数ですが、定員管理の状況、公債費負担の状況、将来負担の状況、この辺のお答えをいただきたいのですが。

企画財政課長 まず財政力指数でありますけれども、これにつきましては平成21年度決算で0.804となっております。それから経常収支比率につきましては88.3

でございます。それから人件費、物件費等の状況ということで、ちょっとこれにつきましては現在ちょっと計算ができておりませんので、ちょっと後ほど回答させていただきます。それから将来負担につきましては、これは健全化判断比率の報告で申し上げましたとおりで181.0、それから実質公債費比率につきましては16.3になっております。ラスパイレスと定員管理につきましては、ちょっとこちらでは資料を持っておりませんので、総務課長のほうから回答させていただきます。

総務課長 ラスパイレスは21年度100.3となっております。

議 長 ほかにございませんか。

9 番 ほんなら人件費、1人当たりの人件費、物件費等と定員管理は後でいうことですね。

総務課長 定員管理ですけれども、平成21年度で184人となっております。

9 番 人口1,000人当たりの職員数ですよ。

総務課長 その分については後ほどお願いします。

9 番 間違ったこと言うてもうても困りますので、後でやったら後で結構ですけどね。こういうふうなものがあって、決算の一つ一つを聞くことも大事ですが、全体にこの財政の比較分析表というのを見ますと、決算がよくわかるのではないんかと思えますので、私はいつもこれを見ておまして、数字を聞いたわけです。この前にも1回申し上げたと思うんですが、分析欄がありますね。企画財政課長さん。特に、すべて聞いておりませんので、今、断定するのはいかがかとも思いますが、この将来負担の状況とか、公債費負担の状況、定員管理の状況、給与水準、この辺のところは類似団体平均よりも数字が悪いということですね。小さくてもきらりと光る町でやって行かれるのですから、それはそれでいいのですということであれば、それでいいんですが。そういうふうな状況で、20年度の分析を見まして、原因がちゃんとよく理解ができておるわけですね。これを進めていくんだというふうなことを書いてあったり、例えば実質公債費比率ですと、実質公債費比率の動向を押さえていくというふうなことは書いてあるんですが、余りかわりばえがしないと、なかなか一遍に変えるというのは大変やとは思いますが、思いますが、この辺がどういうふうに分析されたものが実行されていっているのかなというふうなことを思うわけですね。それはつまり一つ一つの事業の積み重ねが、ここへ数字であらわれてきているということになるかと思うんですけれどもね。ですから分析をされたのは確か企画財政のほうでそれぞれの室長がやったわけですね、課長、前の答弁からですと。これは別に第三者がやったわけやなしに、分析は。そやね。だから実践をです、原因がわかってればね、やっぱりいい方向に向くように実践を確実にやっていってもらいたいということが大事かと思えますので、行財政のあれもできまして、また先ほど報告がありました、これまでの5年間の行財政の改革の結果も、次の委員会で報告されるようですし、その辺のところは今後きちんと実行していただくようにまとめておきたいというふうに思いますが、いかがですか。

企画財政課長 ご指摘のこの分析表に書いておりますような事柄につきまして、当然そういった方向に財政運営をやっていくことには当然間違いございません。ただどうしてもやらなければならない事業等もございますので、一定の指標がございます。当然そういったものは上回ってはペナルティー等もございますが、そういった範囲の中で極力実質公債費比率につきましても抑制とか、地方債残高につきましても下水道の関係もございまして、やるべきことはやっていく中で、極力抑えていくという考え方をしております。

- 9 番 そういうふうなことをまとめておきたいというふうに思います。
- それと、報告書の116ページに、春日ふれあい会館及び春日山キャンプ場等の管理運営に要した費用ですということで、農業構造改善施設運営費というのが報告をされております。これにつきましては確か補正だったと思いますけれども、屋根をやり直すというふうなことが計画をされておりますけれども、この117ページの利用者、利用状況、これどういうふうに担当課長さんはお考えになっているのですか、一遍聞かせてください。
- 産業課長 この春日ふれあい会館につきましては、20年度この表のとおりでございますけれども、20年度から21年度につきましては、使用人数等減っております。これにつきましては、一昨年につきましては、皮の手芸グループ様が月4回ぐらい定期的に使用していただいておりますけれども、本年度につきましてはちょっと場所を変えられたということで、若干減っているものでございます。傾向といたしましては、一昨年その分が増えてきたものが開催されなくなったということで減ってきて、例年のような形に戻っているというのが現状でございます。
- 9 番 そんなにここ何年間か変わってないと思うのですね、実績は。そういうふうな状況がずっと続いているということですね。まだそんなにならないと思いますけれども、新聞やとかテレビで報道された、町長も冒頭で少し触れられておったのかなあとというふうに思いますけれども、農業の人口が就業する人の数が非常に減っているというふうな報道がありました。確か町長も冒頭のところで、議会の冒頭で、この農林業に触れられて、いろいろと話をされました。ここ数年で関心が高まっているのが鳥獣の被害ですと、行政懇談会に行ってもよく話題になりますと、この主たる原因は林業農業に対する予算削減にあるように思いますと、農林業に関する制度はよく変わります。予算も少なくなっています。自給率40%を切っている農業については不安がいっぱいですと。かといってすべて町の自主財源で予算を組むことはできません。農林業の現状をしっかりと把握して、国、県へのお願いを進めなければと考えていますというふうなことを町長は言われたんですが、結局私が思いますのは、国や県へお願いをすることも非常に大事ですが、町長は何年か前から自立のまちづくりということを言われておまして、私もそのとおりだろうと思ってるわけですが、この春日ふれあい会館は農業の体験等々をするための施設ということだったと思うんですね、確か。ここに自然と触れ合っ等々というふうなことも書いてありますけれども。出会いの場として建設されたというようなこと書いてありますけれどもね。そういうふうなことが、町長が言われたように県や国へいろいろお願いをするということも大事ですが、本当に町として、福崎町の農業をどういうふうに活性化していくかと、ソフト部分ですね、いわゆる。それをお考えになったことがあるのかなあと。実践がなぜなされないのだろうと。こういうふうな施設があるわけですからね。もう少しそういうふうなことが積極的に取り入れられてたら、こういうふうな利用状況になってないんじゃないかというふうなことを思うんですがね。町長どうでしょう。
- 町長 吉識議員の質問を聞いておまして、全体的な問題意識も、私の問題意識もさきに述べておきたいと思います。私は冒頭のあいさつですべての問題は一方的に100%いいということがわかっておれば、それは私も取り入れてまいります。しかしながら、なかなかこれをやっても100%効果が上がるとか、いろんなことで我々に判断がつかない場合があるんですね。それを作用と反作用という形で私は述べました。一方の意見だけを聞けば、それが効果として100%発揮できるならいいわけでありまして。例えば先ほどありましたような勤務手当の問題

でありますとかそういうことと、人員の削減というふうなことにつきましても、人さえどんだんだんだん減らしていけばいいと、それがわかっておればやりますが、そうすれば住民サービスが低下するということでもありますから、一方の作用と反対側の反作用との妥協点、すなわち話し合いの中で決めていっているというのがほとんどでありまして、予算であります、予算などはそういった皆さんの知恵と力を出し合って、そういう妥協点の最終着のところが予算書ではないかと、このように思っております。

当然農業のこのふれあい会館についても、いろいろなことが考えられております。今、ご指摘がありましたように、利用人数が少ないという点は率直に受けとめて、こうした向上のために努力していくということが必要なと、そのためにどうするかということも、今後研究していかなければならない課題というふうに思っております。100%これがいいという結論をもってなかなか臨めないというところに苦勞をしておるところでございます。

9 番 何をやりましてもなかなか成功するというのは、させるというのは難しいこと  
でしてね。一生懸命汗をかいてやりましても、大体10個やったら、成功するのは1つか2つで後は失敗するだろうと、それが世間の相場かなというふうなことも  
思います。ですから、そうかと言って何もしないと、積極的にやっぱり展開を  
していくということが、私はその姿勢が大事だろうというふうに思うんですね。  
最初から頭で考えて、紙に書いて、これはうまいこといかな、ほなやめとこか  
いうふうなことばかりですと、なかなか前向きに進んで行かないというふうに  
思いますので、そういうふうな積極的な取り組み姿勢ですね、特に若い職員、非  
正規の職員のモチベーションを上げるような研修等々やっていただいて、積極的  
に例えば農商工連携して農業を活性化していくというふうな方法があると思  
いますので、先進事例もたくさんあるわけですから。福崎の地域の資源をうまく活  
用して、ぜひ積極的に進めていただきたいというふうなことを申し上げて、終わ  
ります。

議 長 ほかにございませんか。

3 番 決算報告書の15ページですか、本年度の滞納整理対策委員会を中心に関係課  
による総合的な滞納対策に取り組むとともに、兵庫県個人住民整理回収チームの  
派遣を受け入れ、滞納整理を効果的に行うため、技術の取得、知識の向上を図り  
ますと、このように書いてありまして、金曜日の出納室の会計管理者の説明もあ  
りましたし、この県からの派遣、また監査の報告にも体制強化、県からの派遣い  
うことがありまして、大変期待しておったわけでございますが、税務課資料の1  
ページを見ますと、左側でございますが、滞納繰越額一覧ということで、20年  
度と21年度を比較いたしました。残念ながら増えているわけでございます。こ  
のような状況におきまして、なぜこうなったのかという背景もしくは要因いうよ  
うなことがあるかと思っておりますので、その説明をお願いしたいのが1点と、当然  
今も言いましたようにマネジメントサイクル、PDCAをされていると思っております。  
この結果につきまして。これにつきまして22年度はどのような対策を打たれて  
いるのかをお尋ねをいたします。

町 長 この滞納の問題についても、両面でぜひ見てほしいと、このように思っており  
ます。両面で見たいと申しますのは、兵庫県下の町民税の納税率は、兵庫県  
下トップなんですね。これは評価してやっていただきたいと私は思っているわけ  
であります。ですから当然弱点のところについては大いに克服していかなければ  
なりませんけれども、こうしたいところも評価をしてほしいなど、私は思っ  
ているわけです。

3 番 私はこのような夜間訪問とか納税相談とか、いろいろこうされていると思いますが、残念ながらということで、このような結果になったところの要因ですね、景気が悪いから所得が減ったんだとか、そういうような回答を税務課長、お願いしたいんですけど。

税 務 課 長 はい、お答えします。

議員さんご指摘のように、20年度と21年度比較いたしますと、確かに現年度分で0.2%の減、過年度分で1.2%の減、全体として0.5%の減というふうになっております。この内容を見ますと、個人町民税におきますと、20年度と21年度を比較しますと、21年度は個人住民税におきましては徴収率が増えております。ただ、残念なことに法人町民税におきましては、下がっているのですが、ご承知のように町民税の徴収率は個人と法人合わせて町民税といえますので、毎年100%近い徴収率の法人町民税の調停額が、20年度と比較して約40%減ったというふうなことで、町民税全体の徴収率を下げている要因になっておるといってございまして。私たちは、先ほども議員さんご指摘あったかもわかりませんが、差し押さえとかそういう法的手段、そういったことも20年度と比較しますと件数も増えておりますし、それと差し押さえありきというふうなことは決していたしておりませんので、生活実態を十分把握いたしまして、また財産調査を行いまして、生活困窮者には執行停止を適正に行っているというのが現状でございまして。22年度はというふうなご質問もございました。今言いましたように、滞納解消に向けた方策といたしましては、やはり滞納処分と生活困窮者には執行停止と、両面でいきたいというふうに思っております。幸いにいたしまして、もう今年度県の回収チームも来ていただいておりますので、指導もいただきながら滞納整理に当たっていききたいというふうに思います。

3 番 個人住民税は比較的良好に徴収されているということをお聞きしまして、法人住民税が悪いんだというような説明がありまして、景気が悪いから仕方がないのかなど、このようには思いますが、なお一層の努力をお願いいたしまして、次の2ページを行きましたら、不納欠損別税目集計表でございまして、町県民税、平成18年、1件4,800円とか、固定資産税3件38万8,600円とか、ずっとあるわけですが、この平成18年、17年度もそうかと思いますが、これは時効ですか、なぜこのような不納欠損で落とされたのかという原因をお聞きしたいんですけども。

税 務 課 長 不納欠損ですけれども、前議会におきましてご質問等もいただいております。20年度、昨年度におきましては、議員さんのご承認をいただいとんですけれども、法人町民税、それと個人町民税の特別徴収分、その分を主に欠損をさせていただきました。21年度におきましては、県の整理回収チームの指導もいただいとんですけれども、時効分、こういったものも処理していく必要があるであろうというふうな指導もいただいております。この表を見ていただきますと、国民健康保険税の不納欠損が大分多くなって、昨年度と比べて倍になっているんですけども、この今年度、21年度におきましては、国民健康保険税を時効分等も合わせまして引かせていただいたというのが現状です。

3 番 18年度分の時効は成立しないわけですね、税法からいきましたら。それなのに不納欠損がしてあるわけですね。ですからこの法的な、どのような処理があつて、この不納欠損をされたのかなど、これをお聞きしているわけですが、回答をお願いします。

税 務 課 長 先ほど言いました、そういったものとか、それと本人の居所不明、そういったものとか破産とか倒産、そういったものが入っております。

3 番 続きまして3ページでございます。不納欠損処理原因明細書でございますが、これにつきまして今、破産とか倒産とか相続放棄とかそのようなことで18年度は処理をしたということでございますが、これにつきまして法的根拠は何でしょうか。

税 務 課 長 法的根拠におきましては、法定納期限の翌日から起算して5年間で時効が消滅するというふうなことで、地方税法の18条、そういったところに書いてございまして、それと滞納処分の執行停止、これ3年継続したら消滅するんですけども、そういったことが書いてございます。地方税法です。

3 番 地方税法の15条の7の第4項、滞納処分の執行停止3年継続に基づくもの、同じく地方税法第15条の7の第5項、滞納処分の執行停止に係る即時消滅時効に基づくもの、こういう2つがあるわけですね。これに基づいて私はその欠損を処理されてるのではないかとこのように感じるわけでございますが、昨年の議事録を見ましたら、58ページに、不納欠損がこうして出されてくるのはやむを得ない部分があるといったしましても、一定の説明ができる基準が必要だと思います。でなければ、よくも悪くも両面いろいろ考えられますので。何か弱い者いじめみたいな、一般の町民には不納欠損を余りやらないで法人だけやるとか、そういう言い方もできるし、納めずに長いこと頑張ったら落としてくれるぞと試してみたり、いろんな考え方ができますので、説明できる内容でお願いをいたしますと、昨年このように議員が言われておるわけなんです。今の私が言いました地方税法第15条の7の第4項、それと同じく15条7の第5項、これに基づいた説明資料等がありまして、それによってこの15条の7には、前年に所得があったが病気等の理由で課税年度に係る所得がなく、生活困窮に陥っているケースとか、滞納者の所有する全財産を押さえ、換価処分しても滞納税額に充当したらその財産が滞納税額に足りず、まだ徴収し切れない税金が残ってしまうようなケースとか、このようなケースがあるわけですね。このようなケースを当てはめてみて、この説明する私たちが不納欠損について説明できるような資料がありましたら、一つ提出をお願いしたいわけでございますが。ある自治体は、そのような規則ですかね、不納欠損に持っていくような、滞納処分とか生活に困窮しているとか、いろんな要件があるわけなんですわ。そのようなことに冊子でしていただきまして、そういう物差しですか、不納欠損に落とす、そういうのは早くつくっていただきまして、この不納欠損が適正にされていると、そういうようなことを早く見出しただきたいと、なければ、ありましたらそれで結構なんですけれども。そういうことをお願いしたいんですけども、いかがなものでしょうか。

副 町 長 滞納整理に対する委員会を設けておりまして、私はそこの委員長をしております。そういう関係もありまして、前にもご報告を申し上げたと思うわけですが、公債権、私債権にかかわらず、債権の管理条例なるものを設けたいなど、いわゆる不納欠損の状況の中における分野につきましての、債権が消滅していないといったような事柄もございまして、そういったような関係も含めまして、議会の委任を受けるような形の中で、こういった条例を設けて不納欠損等々に当たっていききたいと、このように思っております。

3 番 今もありましたように、そのような条例をつくっていただきましたら、死亡とか遺族の不明ですか、住所不明とかそういうものがどこに当てはまって、どのような要件に当てはまって不納欠損されたのかなど、ということが比較的私はよくわかると思うわけなんです。今のこの状態では死亡とか行方不明なんか言いつつ、5年の時効なのか生活に困窮されたのか、相続されなかったのか、相続財産が全くなかったのか、いろんな条件があると思いますので、もう一度私が言いました

15条のところをよく研究していただきまして、早急にそのような条例もしくは規則等をつくっていただきたいと、このように要望いたします。

副 町 長 その事柄につきましては地方税の徴収権の消滅に係る事務処理要領というものを税務課でつくっておきまして、今、言われましたように、法の15条の7第4項及び第5項、こういったような形の中で手続するような要領はつくっております。先ほど申し上げましたのは、こういったような公債権とともに、私債権も当たっていきたいと、こういうような形の中で大きくその債権にかかわる分野の管理条例を設けてみたいと、研究したいと、こういうぐあいに思っております。

議 長 ほかにございませんか。

8 番 1点だけを中心にお尋ねをしたいと思います。今、吉識議員のほうから、町の施設としてはふれあい会館のことについてお尋ねがありましたし、またことしの決算報告書は事業内容と成果という方式になっておりまして、その辺をあわせて、後、私個人的にはNPOの活動とかそういうことで実はエルデホールの予約をよく電話かけたりするわけでありまして、エルデホールの事業についてちょっと気になる点がありますので、お尋ねしたいと思います。

決算報告書の190ページですね。エルデホールはご存じのように、町の施設としてはかなり二十七、八億ですか、投じての大きな施設でありまして、これを活用するというのは、今までそれだけお金かけているわけですから大切なことでもあります。この190ページの最初に書いてありますように、地域住民の自由な創造活動を促進し、地域の振興と文化の発展を図る中心施設に当然なっていくべきであると思っております。そんな中で、まず191ページ右側に、自主公演、エルデホールの場合は貸し館事業と自主公演事業とに分かれますが、自主公演の事業、こればつと見ておりまして、事業内容としては4行あるうちの3行目、特定のジャンルにとらわれないようなラインナップにしましたというふうにあるんですが、この21年度の事業内容のこれと、それから当初の目的、いわゆる190ページの中ほどの枠外のエルデホールの枠外の目的、そしてサルビアプランの後期計画の中に、一番もとは、活力にあふれ風格のある住みよい町の中からずっとありまして、エルデに関するところでは、よく学び、人と文化をはぐくむまちづくりというのがあるわけなんです。その辺からもう一つ今のエルデのありよう、どういうように持っていかれようとしてこうなったのか。それを21年度この決算を含めてどういうふうの評価されたのかについて、改めて確認をしたいと思っております。当然また22年度の予算に反映していく必要がありますし、まずそれをお尋ねいたします。

社会教育課長 まずエルデホールの設置目的でございます。今、ご指摘があったわけですが、設置目的といたしましては、地域住民の自由な創造活動を促進し、地域の振興と文化の発展を図るため、このためにエルデホールが設置されておるわけでございます。実際のところこの今指摘がありました自主公演事業につきましては、ここに書いてありますように、エルデホール企画運営委員会という12人のメンバーがいらっしゃるんですが、そこで芸術文化というのを地域の住民に深めていただくというようなところで、大衆性だけではなく、いろんなジャンルで決めていただくというところで、人がたくさん入っていただけるような事業に特定してやるということも1つの案ですが、今までのところは地域の人たちにいろんな文化芸術を知っていただくというために実施をしてきております。

しかし、残念ながら結果といたしましては、自主公演の事業収入というのはだんだん減ってきているところでもございます。こういったところも、また企画運営委員会のメンバーも非常に長い間いらっしゃるメンバーで、今年度はある程度

一部を交代していただいて、新たなメンバーを加えていただくというようなお願いもしております、そういう形でエルデホールは進めていくというふうなところでございます。

また、当初は貸し館を主にやっておったんですが、平成16年度にいろんな減免規定を改正させていただいております。それはエルデホールを地域の人たちに使っていただきたいというふうなところで、福崎町なり教育委員会がそういった事業を後援する場合は減免しようというふうなところで、平成16年におきましては二、三十万程度の減免額であったのが、平成21年度は340万円の減免というふうな形で、使いやすいような形の環境整備につきましては今現在進めているところでございます。

8 番 結局大切なのは、マンネリ化して、慢性的に施設があって、貸し館まあ使ってもらえたらいいんですけど、事業もまあまあいろんな名目言われましたが、ホールを使ってする文化にもいろんなのがあるんですが、いろんなことを町民の方に知ってほしいと言われましたが、この191ページの右側の人数から見ておきますと、定員に対していつも定員いっぱいにならないと、100、半分から6割、7割ぐらい平均じゃなるんじゃないかと思うんですが、もちろん人気のある映画とかいう場合は多いと思うんですが、そんな中でこれがこういう文化が、このエルデ来られる方が、町内と町外、この辺はある程度分析されてるのかどうかということと、当初はエルデホールを県でも特徴ある施設で事業でしようということと、県外からも、町外からもいろいろ来てもらえると、かなりそうならば有名な出演者もいわゆる呼んでいただけるということで、当初はジャズなんかかなり力入れてしておりましたね。ところがこの中にもうジャズという言葉はないと。当然それは企画運営委員会ですらこうしたと思うんですが。その辺で、もう一度見直して、これを、21年の決算を見直して、22年度からエルデをどうしようかというのを早急にやっぱり検討される時期に来てるんじゃないかというふうに思うんですが、課長と当然教育長も福崎、地元でご存じなので、教育長としての考え、エルデの活用とかも含めて、できたらあわせてお尋ね、お聞きできればと思います。

社会教育課長 ご指摘にございました、エルデの今後の方向性ということでございますが、当初は福崎町の、このエルデホールの目玉といたしましては、やはりジャズを中心にやっていけたらというふうなところがございます。町内、町外のお客さんにつきましても、ジャズにつきましてはある一定のお客さんの人数は確保されていたのかなというふうにも認識をいたしております。昨年度エルデホールのジャズフェスティバルが中止になりましたのは、ちょっといろいろ事情がございまして、契約会社の相手方の社長が亡くなられたというふうなところで、急遽中止になったわけがございまして、エルデのジャズにつきましては、引き続きエルデホールの目玉としては実施していきたいというふうには考えております。

自主事業につきましては、今言いましたようにある程度メンバーも変わりますので、企画委員会にこういった意見も出たということで報告をさせていただいて、そういったところで企画委員会にある程度の考え方とかそういったものをお願いしたいというふうには考えております。

教 育 長 不易と流行という言葉があります。その両面を見きわめながら、今後とも対処していきたいと、こういうふうに思います。

議 長 しばらく休憩いたします。再開は13時といたします。

◇

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分



議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第42号、平成21年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について、質疑がございましたらどうぞ。

8 番 午前の最後にエルデホールに関して質問させていただいておりますが、もう少しだけさせていただきたいと思います。貸し館事業としてされておりました、減免措置なども取り入れられて非常にメインホール、イベントホールを中心に稼働率はかなりいいと思うんですが、逆にこれをわかっている人が、というんかホールの予約期限、いつまで、例えば文珠荘ですと2カ月前の1日に申し込んでからスタートとか、それから敬老会などの重なるときは調整するとかありますね。エルデの場合はいつから予約できるという期限はありますか。

社会教育課長 1年前から受け付けします。

8 番 そういう中でもう決まって定例的にされるところはもう1年先の分をすぐに予約できると、ところがなかなか1年以内にまあこういうことをしようかいうて、この日がいいなということで申し込まれてあいているかどうかを必ず確認するわけですね。それら等も含めて、例えば貸し館で公平性の観点から言うと、ある程度半年なりにして、後、調整、これは難しいかもわかりませんが、単純に1日の利用であればくじ引きと、文珠荘で敬老会にされているくじ引きみたいな感じで調整とか。2日間連続して、そういう場合こういかんかもわかりませんが、事業内容というんか、町内の人、町外の人いろいろ、ピアノの発表会とかもかなりされていまして、そういうその公平性の観点からの、会館の、希望の日というのはどうしても重なるわけですので、その辺の調整のあり方というのも一遍、できるかできないかも含めて検討していただきたいのと、教育長が言われたように流行と不易という言葉をお教えしていただいたんですが、そんな中できのうちょっと見ておりました、昨年この決算の議会である議員さんがエルデホールの使用目的について、確か副町長が答弁されたと思うんですが、住民さんの希望があれば使用目的の変更も可、住民さんが使いたいという要望があれば使用目的の変更も可能であると、そういうことも検討したいというふうに答弁されておるんです。そういうことも含めて、そういう検討は、1回ぐらいはそういうエルデホールのいろんな関係する委員会もありますね、とか組織もあるんですが、そういう検討が去年副町長が答弁されたような検討がどこかであったのかどうか、文化、教育委員会部局あるいは町長部局であったかどうかも含め、結局まとめて言いますが、課長が言われたように企画運営委員会も多少メンバーを変えると、ですから新しい発想、頭と知恵を使って、お金なしやないですね、多少の予算がついてるわけですから、その予算を生かせるような取り組みを、流行と不易にだけにとらわれずにできると、そういうのもぜひ考えていただいて、この事業が今度の来年の予算ではある程度の数値的にも、これだけしようという数値目標もできて、それで運営事業としてきちっと事業評価も含めて町が目玉となるように、エルデホールは町の代表的な施設ですので、それはやっていますというようなことになるように、ぜひ期待をするわけなんです、課長。

社会教育課長 昨年度いただきました検討課題でございます利用方法につきましては、基本的には条例で設置目的が決まっております。それ以外にも利用方法につきましては、事務局サイドでできる分につきましては、随所随所で話はしておりますが、特段各種委員会で議題に諮ったということは、残念ながらございません。

また、貸し館の公平性でございます。1年前から予約をできるというような形でエルデホールは受け付けしておるんですが、やはり町の行事でしたら大体この

ぐらいにするというのが決まっておりますので、やはりそういったものは優先的に早く、早目に押さえております。またほかで使われるような場合は、エルデホールだけではなしに文化センターもございますので、そういったものもあわせて、特に不公平がないような形で話で決めさせておりますし、今までもそういったところは余りなかったのではないかというふうには思っております。

それから、自主事業でございますが、実はできた当初は3,000万の予算をいただいて実施しておったんですが、それが1,500万になり、1,000万になり、今は900万で事業を実施しておるわけでございます。そういったところからもある程度の観客の動員というのは多少問題があるかというふうには思っております。そういったものも含めまして、また教育委員会にはいろんな委員会がございますので、社会教育委員会内でも話し合いをさせていただくような予定でございます。

議 長 ほかにございませんか。

1 1 番 当該年度は大きな社会的政治的変化もありまして、前年度の末から前年度の国家予算で当初予算なり補正予算なりが組まれて、そうして途中で政権が変わりというふうに、環境がよく変わってきたわけでございます。国の上でも自民党政権で組まれたものが、政権が変わって執行されなかった部分ができたりとか、いろんな問題が起こっております。したがって、町につきましても繰越明許をずっと余儀なくされたりとかいうふうな部分が増えてきたのではないかと思います。まずこの政権交代やあるいは社会状況の変化で福崎町の財政なり行政運営にどのような変化がこの年度起こったかという点について、お答えをいただきたいと思っております。

企画財政課長 お尋ねは政権交代による影響ということですが、政権交代によって出てきたところでは、まず国庫補助金というのが大きく見直しされました。特に公共事業に対する国庫補助金、これらが大きく削減をされてきております。ただし、地方財政そのものが非常に厳しくなってきたところで、地方交付税、これらについては三位一体の改革からかなり影響が出てきた分が戻ってきておるといふところもございまして、21年度決算で見ますと、交付税が戻ってきたといふところが非常に大きな要因でもありますけれども、実質単年度収支では黒字になっていたといふところもございまして。

政権交代による影響というのは、具体的にどうかっていうのはなかなか分析しにくいところもございまして、大きく言いますとそういったところかと思っております。

副 町 長 一番大きい要因は経済対策であります。サブプライムローンを始めとする100年に1度の景気浮揚といったような形の中で、政権が変わる、麻生政権の段階から含めまして、地方財政対策が整えられたということでもあります。そういったような観点を含めまして、今、近藤課長が答弁を申し上げましたように、経済対策である補正予算が組まれ、そのような形の上で地方に波及したという観点であります。

1 1 番 なかなかこの財政をどう見るかというのは、もう何年見させていただいても言葉も難しいし、なかなかわかりにくいなと思っております。ことしの決算書の説明のときにちらっと気がついたのですが、歳入のほうで予算現額とそれから調定額との差がかなりあるものがずっとあるわけですよ。本町の会計の場合は、予算で組んでも年度最終的に歳入にしてもあるいは歳出にしても、最終補正予算で大体決算に近い見込みでの修正を図ると、修正と言いますか補正予算で変更を図るといふことになっておるわけでありまして、決算では予算現額とそんなに

大きな差が出ないというふうな方向できたと思うのですが、ことしの予算では幾つかのところで歳入部分でも、予算現額と調定額の差が非常に大きいものが幾つもあるというふうに思うんですよ。これがどういう原因に帰するものなのか、事業内容として国からの事業が遅くて繰越明許に、22年度の繰越明許にかけたものなのか、あるいは実際上もう予定していたけれども収入がゼロになってゼロとしたのか、そこら辺の分類がちょっとわからないんでね、そういう点についてちょっと説明を願いたいと思います。

副 町 長 これら等は先ほどありました国の補正予算に対する地方財政分でありまして、これらは執行できなかったということで繰越明許しております。

もう1点は財産収入であります。南保育所の売り払い収入を計上いたしております。これらはそのときの段階で企画財政課長が説明を加えておられるわけですけれども、売り払いをした分野については、財政調整基金に積み立てをしたいということでありました。執行できなかった段階におきます分野については積み立てができないという説明を申し上げております。以上です。

1 1 番 保育所の跡地の件は我々もよく知っておるので、それは項目を見ればわかるんですが、分らない部分があるわけですよ。数百万円の負担金等でもゼロになっておったり、これ何でかなと思う部分が幾つか、何か所かあるわけですよ。ですから、決算書にもあいたこの備考欄、あいてるところたくさんありますので、ちょっとこう書いておいてもらえればわかりやすいのになあと、これはこのうち幾らは繰越にした、このうち幾らは事業がなくなって歳入がなくなったとか、いろいろあると思うのですが、そういう説明書きがちょっと要るのではないかなと思うんです。そんなふうに思いながら見ております。歳出のほうとその項目と比べてみても、しっかりとわからないわけですよ。報告書のほうでも決算書のほうでも。ですからこれだけ開かれた行政と、市民参加の行政と言われることになっておるわけですから、できるだけ一般素人、住民にもわかりやすいそういう説明のある決算書であってほしいなというふうに思いながら、質問をしております。

副 町 長 3月定例議会における最終補正の中で、予算で繰越明許をいたしております。その繰越の中におきます分野につきましては、例えば土地改良事業でありますとか、道路整備事業でありますとか、小学校・中学校の耐震事業でありますとか、また文化センターやスポーツ公園等の施設整備事業、こういったものをあげさせていただいております。これらは先ほど申し上げました、国の補正予算によって景気対策によって地方に配分されたものでありまして、それらは今、小林議員さんがおっしゃっておられますように、決算報告書の4ページ、5ページにおける予算比でありますとか、そういったような中における分野でとりわけ国庫支出金が予算比対で80.7%と、こういったような形になっておりまして、執行率、歳入部分が非常に悪いと、こういったような形で言われておるのではないかなというふうに思っております。それらについては、繰越明許における影響分であります。

なお、4ページ、5ページにおける予算比等についての分野については、これら等繰越明許に係るものでありまして、当然といたしまして、その中における分野については繰越明許費4億4,450万円のうち総務費における分野でありますとか、土木費における分野、こういったようなものが大きく影響いたしております。

なお、4ページ、5ページにおける分野についても、国庫支出金3億8,170万円が繰越財源という形になっております。

1 1 番 我々決算審議するとき、最低この決算年度の議会の流れを全部見て、突き

合わせて勉強して審議に臨んだら、それは望ましいんですが、やっぱりなかなかね、そもいかな部分もありましてね、記憶違いということもあるし。ですから問題はね、こういうのは公開されるわけですから、図書館にもおいて町民にも公開されるわけですから、町民がこの関心なくすような、決算書と決算報告書を見れば、それはぱっとわかるというふうにしておくことが望ましいというふうに思うわけですよ。そういう観点からいったら、今のような答を聞いても、まだなおわからんわけですわ。そうでない部分もあるのではないかと思ったりもするわけですね。決算書26ページの衛生費分担金では、102万円の予算現額が調定額ゼロになつるというふうなことなどから含めて、それから教育費使用料みたいに予算現額から200万円ほど調定が少ない。文化センターその他の使用料もですね。そういうことになっている部分があるわけで、実績として少なくなった分、あるいはやらなかったもの、あるいは繰越をしたもの、それぞれ理由があると思うんですよね。そういうことについての説明書きがここにあってもよいのではないかと、それでないとわかりにくいということを行っているわけです。歳出のほうとの照合、報告書を読んでも、わからなかったということですからちょっと言っております。ですから、この決算議会の中でそういうものについて資料作成しますということになるのか、あるいは次からの決算書作成についてはよくわかるように努力をいたしますという答弁であるのか、大体答弁というのはそういう2つぐらい、どちらか答弁いただいたらまあよろしいかと思うんですが。

企画財政課長 決算書につきましては、これは様式が自治法の施行規則等で定められておりますので、もしそういう資料を整理するのであれば、各課の資料の中でそういったことをちょっと検討するぐらいかなと思います。これにつきましてはまた会計管理者とも相談しながら検討させていただきたいと思っております。

1 1 番 決算でありますからね、自分たちが1年間努力して仕事をし、そうして決算書としてまとめ上げたものですから、そして資料もつけて報告をしよるものだからね、議会で一言一言言われることにああ全部、そうですか不十分でしたというふうなことは言いたくないというのはよくわかるし、しますけれども、一議員の意見として、この議会が終わった後の反省材料、再検討の材料にでもしていただければ幸いですというふうに思っております。

それから、景気の動向等いろいろ言われておりました、大変この難しい生活部分あるいは営業部分があると思うのですが、税収の面でちょっと不思議に思うのは、例えば軽自動車税なんかの滞納額は車の台数にしてどれぐらいのものなのかというふうなことなど、私ちょっとこう思うわけですね。まあ決算委員会に入りませんのでちょっと1項目小さいところで言いますけれど、例えば車検というのは3年ないし2年で検査を受けるわけで、検査を受けるときには納税証明書が添付されるわけですから、これが何台分の軽自動車税の滞納なのかどうなのかというのはわかりませんので、どういう状況なのかお聞かせをいただきたいと思っております。

税務課長 軽自動車税ですけれども、滞納の件数が現年度分で180件でございます。はい、済みません、繰り越し分で269件。

1 1 番 先ほど言いましたように、なぜこれだけの件数が出てくるのかということを知りたいです。3年ないし2年に1回は検査を受けるわけですからね、必ず納税証明書を添付しなければならんでしょ。

税務課長 おっしゃられるとおりです。車検等がございましたら当然納税証明書が要ります。ただそのときはきちっと納めていただくんですけれども、住所をこちらに置いて町外に、遠方に出られて、もう友達に転売したりというふうなことの件数が

かなりございます。そういう要因もこの中に入っております。納税、その車検受けられるときはもう必ず納付していただきます。単車等につきましては車検が要りませんので、今、軽自動車税につきましては、車検が要りますので、納税証明を取られますけれども、単車等につきましては、そういう車検が不要となっております。

- 1 1 番 そちら辺で、固定資産税の滞納部分も気になるのですが、所得に関する町民税なりのほうであれば、申告をしておれば一定の基礎控除やら関連その他の控除もあってするわけですけど、固定資産税についてはそういうふうなものがどの程度になっているのか、収入が少なくなれば固定資産税のほうの滞納が増えたりするというふうな傾向が出てくるのか出てこないのか、その点どうなんでしょうか。ちなみに、前にも聞きましたけれども、生活保護基準以下の収入、所得と言いますか、所得の町民の数とか世帯数というのはどれぐらいあるのでしょうか。そういうものとの税の滞納状況との関連性等についても知りたいので答弁をお願いします。

税 務 課 長 固定資産税の滞納の件ですけども、つまるところはやはり今の経済の状況でございます。雇用がないと言いますか、そういったことで所得が下がっております。20年度と比較いたしましたら約3%所得金額が減っておりますけれども、そういったことが起因しております。

生活保護の水準以下の基準の件数につきましては、ちょっと把握をしております。

- 1 1 番 そういう事例でも出していただければ、この期間中にお願いできればありがたいというふうに思っております。前に申告状況といえますか、ランクごとの、所得ランクごとの資料なんかいただいたことがありますので、それとも比較をしながら出せば、大体生活保護基準あるいはそれに類する水準以下の階層というのがどれぐらい福崎町民の中に浸透していつておるのか、あるいは年次的動向等も把握できればありがたいと思います。そういうものがあれば、今後の町行政の全体を進める上で、福祉行政につきましても教育行政につきましても、検討の基礎資料の1つになろうかというふうに思いますので、お願いをしたいと思うわけです。

税 務 課 長 課税所得等の段階別の納税義務者というのは把握いたしております。それでしたらまた決算委員会等にもお出しできると思いますが。

- 1 1 番 そういうのと生活保護基準等を比較すれば、一定の考え方もできるというふうに思います。生活保護基準の場合、単なる生活保護の金額じゃなく公租公課等が免除される分等含めて考えますと、一定のプラスアルファした金額でいかなければなりませんので、それはどうなるかという部分であります。

固定資産税等につきましては、減免できるというのは、個人の場合ですよ、宅地あるいは家屋等でどういう条件のときに減免がされるということに現規定ではなっておりますか。

税 務 課 長 まず新築住宅につきましては、120平米までの居住部分につきましては3年間2分の1に軽減になります。

- 1 1 番 この所得との関係でどうかということをお聞きしておるわけです。

税 務 課 長 基本的には固定資産税はその物に課税なっておりますのでございまして、所得云々については関係ございません。

- 1 1 番 ということになれば、もう生活保護にでもならない限りずっと固定資産税がかかり続けるということであれば、こういう経済が悪くなればなるほど滞納も増えるという状況もまたあるのかなというふうに思ったりもするわけですが、そう

いうことも念頭に含めて、今後の税務行政、福祉教育行政にもあたっていただきたいというふうに思います。

それから教育委員会にお尋ねをいたしますが、昨年私が関心を持ったことの1つに、社会教育行政を中心にそれらの管理事業を、管理と事業運営を町長部局のほうに移管ないし委託をしようかというふうな話もあったわけで、結論としては少し先延ばしにしようかといいますか、もっと詳しくよく検討しようということになったようでありますが、その背景としてたくさんの教育委員会所管の施設を持っておるわけでありまして、それらの管理状況、運営状況については、特にここでは運営状況についてちょっと出ておりますが、老朽、損傷の状況とか問題点等全部一覧できるような資料等持ちながら検討できるというふうになっておりますでしょうか。

社会教育課長 施設につきましては施設の管理台帳がございます。それから数年前から各社会教育施設につきましては、耐震診断も実施をいたしておりまして、その分につきましてはも既にもうほとんど結果が出てきております。そういった中で、今後どういうふうに対応するのかというのは随時考えていかなければならないことというふうに思っております。

1 1 番 耐震、耐震ということが、もう国を挙げて言われておりまして、今は何を置いてももう安心・安全、防災と言えば一番予算がつきやすい項目かというふうに思うんですけど、学校施設につきましては何とか進んでまいりましたけれども、社会教育施設を今後どのようにやっていこうかということについては、教育委員会あるいは今、社会教育委員会という名前が出ましたが、そういった関連のところも含めて、必要な機関でどの程度この年度の間に議論をされたでしょうか。

社会教育課長 施設自体のハード面につきましては、去年から緊急対策事業もございまして、各施設でいろんなところで修繕事業を実施いたしております。しかしながら、根本的なところ、今言われましたような耐震診断等の結果を踏まえまして、じゃあ施設をどうするかというところでございます。第1体育館、それから文化センターにしましても、昭和45年ごろに建てられまして、非常にこう年月もたっております、そういった中での議論というのは実際のところ進んでいないのが現状でございます。

1 1 番 事務局が考えて、これは教育委員会の議論にかけよう、これは社会教育委員会の議論にかけようというだけではなしに、教育委員会なり社会教育委員会等必要なところ、それぞれの所管のところに全部の実態を出して、そこでよく検討してもらって、その意見も含めて財政要望もするとか、あるいは管理要望もするというふうなことがやられれば、より望ましいのではないかと思うんですね。国のほうでも政治主導か官僚主導かというふうなことも言われますけれども、教育分野においても、せつかく教育委員会というのがあるわけでありまして、その他委員会もありますので、それらができるだけ政策的にも活動できるような方向でやっていただければありがたいというふうに思っています。

副 町 長 もう言われておることは重々承知しております。それら等全部対応したいわけでありましてけれども、福崎町の財政にも限度がございます。健全財政を堅持せよといったような形で監査委員さんからも指導がありますし、そのような形の中で財政運営をしなければならぬ。また、行政運営は持続可能ならしめるものを持っていかなければならないというふうな形になっております。他の行政サービスを低下させて、これら等に対応できるかといえ、なかなかそういうわけにはまいりません。やはり年次を押さえた形の中で実施計画等を踏まえながら、対応はしてまいりたいとこのように思います。

- 議 長 ほかにございませんか。
- 1 3 番 21年度におきましては非常に厳しい社会全般が経済情勢の中で取り込まれた決算でございます。そういう中におきまして、この年度におきましても緊急雇用対策が盛り込まれておりまして、そしてその金額が1,325万1,000円というふうな決算でもって締めくくられているわけでございます。そしてこの報告書の143ページを見ていますと、その事業内容と成果等が載っているわけでございます。146ページまで非常に細かく載っておりまして、非常にこう全般を見てみると、全体で53名の方の雇用が確保されているわけですね。そういう中におきまして、やはり本当にこの事業そのものが緊急雇用に対応できた、そういう事業なのかなというふうに考えるわけでございますが、まずこの143ページのこの小学校の外国語活動の支援事業、これにおきましては実際にそのように緊急雇用の創出事業に値するものかどうか、その辺のご答弁をお願いいたします。
- 学校教育課長 英語活動の小学校の事業、緊急雇用事業につきましては23年度から小学校の教科が全面改定され、英語活動が小学校に導入される。そういった中で英語活動を進めていく上で、小学校の事前取り組みとして21年度から試行的に取り組みを進めていく必要があるという、そういった中での緊急雇用ということで、NPO法人等に活動援助をお願いして、緊急雇用として活用させていただいたという形ですので、緊急性と必要性という考え方で活用させていただきました。
- 1 3 番 もともとこういう事業におきましては、予算を組んで、学校の教育のことでございますので、当初予算でもってそういうふうな金額をあげて、そして計画的に実施していくというのが本来の目的ではないかなというふうに思うわけですね。今回はこのような問題につきましては、やはり職を失った方々の緊急的な施策という形でもって、国、県のほうからそういう補助金がおおりて、そしてそういう方々を雇用するためのそういう費用ではないかなというふうに私は考えているわけです。ですからやはりもともと予算をあげてできる事業と緊急性を伴ったその事業とは区別すべきではないかなという感じがするわけです。その点について教育長どう考えますか。このことにつきましては。もう一度ご答弁お願いします。
- 教 育 長 ご指摘のとおりかもしれません。またあらゆる角度から検討を加えていきたいと、こういうふうに思います。
- 1 3 番 それでいろんな事業がこのたびもたくさんあげられておりまして、非常に多くの方がこの緊急雇用対策に雇われて、そして仕事をしたわけでございますけども、この公募の方法につきましてはどんな方法でされたのか、その辺のご答弁をお願いいたします。
- 産 業 課 長 この事業につきましては、8事業をやっているわけでございますけれども、基本的にはハローワークに登録し、また広報等で募集を行っております。
- 1 3 番 私も姫路のほうに行く機会がよくありまして、姫路の職業安定所の前へ行きますと、非常に多くの方が、職を失った多くの方が並んでいるわけなんですね。車も渋滞するし、そしてそういう方々がやはりこの厳しい社会情勢の中でもって、職を失った方々が並んでそして職を求めているというのが現状であるわけですね。そういう中におきまして、やはり今回のこの公募につきましても、中を見てみると、その中播広域のシルバー人材センターのほうからも雇っている部分があるわけですね。こういうことについては、やはりもともとシルバー人材センターといいますと、一線を終わった方々が、そこで自分のあいてる時間を有効活用して職を求めて働くというそのシステムのもとでやっていると思のんですが、こういう方々を使ってこの新規採用として緊急雇用として使っているのは、いささか問題があるのではないかなというふうに思います。その辺はどうですか。

産業課長 このシルバーさんにつきましても、そのシルバーさんの中でおきます、新しいといひましようか、その中で募集していただくという中で、シルバー人材センターのほうも使っているというケースもございます。

1 3 番 今回この21年度におきましては、失職された方もたくさん若い方であると思うんですね。全国的に見てみると、毎年毎年3万人以上の方が自殺でもって亡くなっているということがあがっております。10年以上続いてですね。そういう中におきましては、一番多いのが働き盛りである50歳代の男性が多いというようなこともよく新聞紙上に載っているわけでございます。やはりそれぞれの環境を見てみると、非常にこう経済苦の方が多いというふうに聞いているわけですね。ですからこういう事態におきましては、一番苦しんでいる方を雇っていただいて、そして少しでも生活の支援をしてもらいたいというふうに考えるわけなんですけど、今後のそういう計画等もお尋ねしておきたいと思ひます。

副町長 決算報告書の142ページ、143ページにかけて記載しているとおりでありまして、景気悪化に伴う雇用調整等で派遣職員や臨時職員の非正規雇用者が解雇されております。こういったような方々の就業機会ということでありまして。また、シルバー人材センターにおける分野につきましても、就業機会拡大という事業がございまして、これら等で対応しておると、いわゆる先ほども申し上げましたように、解雇ではないわけでありまして、離職された方々の能力を活用しようというような形、またそれらの人が就業したいという機会をやはり持つておきたいという事柄もありまして、国の対策事業としては両方対応できるような形になっております。

議長 ほかにございませぬか。

9 番 ちょっと忘れていましたのでお尋ねをします。出納室の説明資料の7ページに、教育費のことが書いてありまして、中学校管理費ではいふところから心の専門家であるスクールカウンセラーが両中学校へ配置されたとか、学校教育指導員、不登校指導員と連携を図りながらいうようなのが書いてありまして、報告書の176ページに条例に出ているんですが、ちょっと詳しく細かにどういふことをやられて、成果がどの辺やったんかいうことを教えていただきたいというふうに思ひます。

学校教育課長 ちょうど学校教育指導員や不登校指導員との連携を図りながら教育的課題の解決をするという取り組みを進めさせていただいております。そういった中で、問題行動といったものも少なくなるような取り組みを、連携を図りながら学校の現場と不登校指導員、学校教育指導員が教育的課題を解決いたしました。また一方、不登校問題等につきましても、不登校指導員が家庭訪問なり、またスクールカウンセラーなり、不登校指導員と一緒にその子どもの悩みを解決し、学校へ来れなかったものが教室に入れなくても学校へ来れるようになったり、また学校へ来ておって教室へ入れないものは、教室に入れるような取り組みという形を積極的に担任とも連携を取りながら進めさせていただきました。

9 番 心の問題が大きい部分がありますから、対応が非常に難しいと思ひます。そんな中で、いろいろと取り組みをしていただいているわけですが、これは生徒さんに対する取り組みが報告されておるんですが、ちょっと聞きますと、最近先生側の側いろいろ悩みをお持ちの方があるようございまして、なかなか学校へ行けないというような先生もおられるやにお聞きをするんですが、町内では実態はどういふふうになっておって、どういふふうな対処をされておるのか説明をしていただいたらというふうに思ひます。

教育課長 昨年度までは3名の先生がそういう状況で病氣療養を取っておられました。

そのうち1名が4月から復帰されて、子どもたちの教育活動に一生懸命に取り組んでおられましたけれど、この1学期の間に一生懸命取り組まれたんですが、なかなか自分の思いどおりに回復していないというふうなことから、お医者さんと相談されまして、8月末をもって退職、依願退職をされました。現在のところ、2名の先生が病氣療養中でございます。3名とも中学校に在職でございます。

9 番 生徒さんもなかなか難しいですけど、先生もなかなか難しいみたいで、余計に実際に生計を立てていけないといかん人だと思いますので、そういうふうなことができるだけ早く解決ができて、明るい町になったらいいなと思いますね。

それともう1点忘れてましたが、いつもですとバランスシートが出ておったはずなんですけど、今回はさっきの総務文教の委員会でも出てないようですし、この議会の資料の中にも見当たりませんし、昨年、どういうふうにするんですかというふうな質疑がありました。現在、どういうふうに進めておられるのか、進行状況です、それをまずご答弁いただきたいというふうに思います。

企画財政課長 バランスシート、行政コスト計算書、例年今までのやり方のものを公表しておりますけれども、新しい制度に基づきまして4表の整備を今現在求められております。昨年度から申し上げていまして、本年度中にと申上げておりました。今現在4表の整備に向けて取り組んでいるところでございます。できるだけ年度内に公表できるように努力をしておるところでございます。

9 番 年度内ということは来年の3月31日までということですね。そうですか。

企画財政課長 はい、21年度決算に基づきます4表の整備をやっておりますので、一応3月31日までに公表できるようにというふうに頑張っております。

9 番 できるだけ早くお願いをしたいというふうに思います。それに絡みまして、この売却可能資産ですね、町の。これについてはバランスシートをつくらうと思うと、資産台帳をつくらんといかんということだと思っております。そういうふうなもんがもう1年たってかなり進んだのかどうなのか。進んでおったら、まずそれ進めんとなかなか今おっしゃっていることができませんのでね。ですからお聞きをしているんですが。できているのであれば、この売却可能資産ですね、どのぐらいあるものなのか、把握をされておったらお答えをいただきたいと申します。額と件数ですね。

企画財政課長 4表の整備に当然これが必要になってくるのですが、合わせて今、並行して作業を進めているところでございまして、現在のところ何筆あってということはちょっと申し上げることはできません。

議 長 ほかにございせんか。

1 3 番 決算書の201ページの学校教育費でございますけれども、土地借り上げ料といたしまして132万610円が計上されております。これ毎年上がっているわけですけども、これ福崎小学校の敷地の借り上げ料としまして、638.28坪を借りているわけですね。この中におきまして、これは今後も永久にずっとこれは借りていくのか、あるいは計画的に購入する予定があるのか、その辺の計画性をちょっとお尋ねしたいと思います。

企画財政課長 ご指摘のところ福崎小学校の用地でございまして、地権者1名が残っておられます。過去には売買をしていただきたいということでもお願いしたことがございますけれども、地権者の方にとりまして、やはりこういった借り上げの中で年度年度いただきたいというところで、それ以来ちょっと具体的な話には至っておりませんが、町としましたらどこかの段階では買い上げという形にしたいと考えております。

1 3 番 これは貸し手は町内の方ですか。

企画財政課長 はい、町内の方です。地元の方です。

議 長 ほかにございませんか。

1 3 番 それじゃ同じページの経費のパソコン購入費6,552万円が計上されております。これ小学校の各学校のほうに設置されてあるというふうに思いますが、これは各学校人数も台数も違うと思えますけれども、高岡から八千種までの4校で何台ずつぐらい設置されているんですか。

学校教育課長 生徒用として高岡小学校が20台、他の小学校の3校につきましては40台ずつの生徒用をコンピュータ室に配備しております。それと後、教師用として教諭の必要台数、教室数について整備をさせていただいております。

1 3 番 同じように、このパソコンを中学校のほうでもやっているわけなんですけれども、中学校におきましては機械器具の借り上げ料という形でもってあがっているわけですね。これは要するに金額27万2,677円とその下の9万8,757円ですか、こういう形でもってあがっておりまして、両方で9,370万ほど計上されているわけですが、これにつきましては、この小学校と中学校の違いは何でしょうか。

学校教育課長 21年度に緊急経済危機対策で補助ができました関係で、小学校のパソコンの買い換えをするのに合わせて、中学校はまだ21年度の9月までがリース期間でございましたけれども、それに合わせて中学校につきましても買い換えをさせていただきました。ですから中学校につきましては半期分のリース料が計上されております。後の買い上げ分については小学校と同じような形での一括買い上げをさせていただいた関係で、中学校については2つに分かれた形に計上させていただいております。

議 長 ほかにございませんか。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第43号、平成21年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第44号、平成21年度福崎町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第45号、平成21年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第46号、平成21年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第47号、平成21年度福崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご質疑がございましたらどうぞ。

6 番 議案第47号、福崎町農業集落排水事業特別会計について2点ほどお伺いしたいと思います。

まず1点目でございますけれども、397ページの使用料、板坂地区ほか5カ所の排水処理施設の使用料でございますが、前年度に比べて約1,080万円増加しております。結果、調定額で5,464万9,480円になっております。また歳入全体でもその影響で約1,060万増えております。その結果403ページの下から9行目、農業集落排水事業事業債元金、これは長期の借入金の償還金だろうと思いますけれども、前年度より約1,313万円増額して償還されようとしております。収入が増えたから繰り上げ償還されていると、このように解釈していいのか、その点についてまずお尋ねしたいと思います。

下水道課長 農業集落排水処理施設の使用料が前年度に比べて増加した理由でございますが、使用料は平成20年6月9日に農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例を改正しまして、平成21年1月1日から施行しました。主な改正は使用料が基本料金制から使った水道料に合わせて賦課する従量制に変更になったところでございます。使用料の徴収事務はそれまで下水道課で行ってきましたが、この関係で水道使用料と同じ2カ月ごとに検針し、調定を立て、水道使用料金及び下水道使用料金と合わせて納付してもらうようになったわけでございます。

平成21年1月1日から施行しましたので、平成21年1月から3月までの農水の使用料は平成21年4月以降に収納されることとなりました。そのため、平成20年度の収入は減少した結果になりました。そういう状況でございます。

6 番 使用の方法が従量制に変わったと、21年1月に条例改正があってそのような説明で、21年1月から3月の使用料については今、4月以降に徴収されたと、そのように説明を聞いたように思いますが、となればむしろ21年度の収入が少なくなるんじゃないんですかね。もう一度ちょっとそのあたりをご説明お願いいたします。

下水道課長 21年度4月以降になったことによりまして、平成20年度の収入が1月から3月分がずれたというような言い方が適切かとは思いますが、その分20年度の収入が減少になったということでございます。

6 番 済みません、その施行が21年1月じゃなくって、20年1月に改定ということではよろしいのでしょうか。

下水道課長 21年、20年度は当然21年3月末でございますので、21年の1月から3月までの分は、逆に21年度に、要は3カ月ずれてきたという状態でございます。

6 番 申しわけございません。21年1月、21年2月分、21年3月分の徴収の時期が4月以降におくれたずれたということは、22年の収入になっているわけですね。ああもう1年違うわけですね。そういう意味で21年の決算については1,000万ほど増加していると、その収入増でもって長期の借入を増額して償還したと、こういうことですね。

下水道課長 起債の償還につきましては、農集の起債償還計画に沿って行っております。平成21年度は償還金がピークに、元金及び利子の合計がピークになる年度でしたので、前年度に比べて増加しているものです。繰り上げ償還は借りかえという形では行うことはありますが、収入が増えたからといって繰り上げ償還をするといった考え方ではございません。

議長 しばらく休憩いたします。再開は14時20分といたします。

◇

休憩 午後2時00分

再開 午後2時20分



議 長 会議を再開いたします。  
議案第47号、平成21年度福崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご質疑がございましたらどうぞ。

6 番 休憩前に続いて、もう1点お伺いしたいと思います。

決算書の399ページの中ほどの、一般会計繰入金1億9,590万円でございますが、基本的にはこの集落排水事業は特別会計でございますから、特定の歳入でもって特定の歳出にあてるもので、毎年度その収支不足を補うものかどうかと思うんですが、例えばその一般会計からの繰入額についてルールを定めて一般会計からの繰り入れをすればどうかと思うんですが。といいますのは、20年度、今回の21年度の当会計の決算を見ても、歳入歳出の額が同額で0円となつてございます。他の多くの会計では0円ではなくて剰余金が出たり場合によっては赤字になる会計もございますが、私はその繰入金のこの額を反対じゃ、そういう立場じゃなくして、繰り入れの額についてルールを定めて繰り入れして、仮に剰余金が出れば次年度に繰り越してもいいんじゃないかと思うんですが、その点について橋本副町長のご所見をお伺いしたいと思います。

副 町 長 言われておりますように、会計の独立の原則は原則論として一方ではあります。また、総務省財政課長内かんにおける一般会計からの繰出基準、こういったようなものも示されております。しかしながらこの会計におけるそのあり方というのは、使用料等で運営費また償還費を賄えるものではございません。言われますように、一般会計からの一定のルール分に基づくものというのはもうよくわかるわけでありましてけれども、そこら辺についての研究をしてみたいというように思っております。

一方今、起債償還におけます分野の約66%は交付税算入という形になっておりまして、その一部等に一般会計からの繰出分も充当されております。その中におきます分野につきましては、使用料も充当されておる分野もございまして、それらを含めまして検討は加えていきたいというように思います。できる限りルール化すれば、会計のあり方等もわかりやすいということもございまして、おっしゃってられます内容については理解できますので、そういうぐあいに検討は加えさせていただきます。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第48号、平成21年度福崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第49号、平成21年度福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第50号、福崎町母子家庭貸付基金条例を廃止する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第51号、平成22年度福崎町一般会計補正予算（第1号）について、ご質疑がございましたらどうぞ。

- 9 番 説明資料企画財政課の13ページ、堤体の標準断面図、用地買収範囲というのがありますが、この図面でどういうふうに見たらこの範囲がわかるのか説明をいただきたいというふうに思います。

企画財政課長 資料13ページの下の堤体標準断面図での範囲でございますけれども、この範囲を示しております範囲につきましては、現況の堤防のしり、要は道路とため池の境から、計画図に基づきます最終的にため池の堤長と書いておりますが、このラインと計画の法面との交差点、この部分までが買収範囲という表示をしております。寸法は入れてないんですが、これも全長が150メートルほどございますので、広いところ狭いところがございます。買収の幅員としましたら約5メートルから7.5メートルの範囲での買収になっています。

- 9 番 いや計算したらね、平均で上の用地買収範囲のところにAいうのがありますから、下の延長のLで割ったら平均の幅いうのはわかるんですね。計算はできるんですが、せっかくこういうふうな図面で提示をして説明をされようとするのであれば、ほかに数字が入ってなかったら別ですよ。一番肝心のところだけ数字が入ってなくて理解ができないということですからね、資料としてはこれではちょっと具合が悪いのではないのかという意味で申し上げたのです。どう思いますか。

企画財政課長 ご指摘のとおりかと思しますので、今後気をつけまして、わかりやすい資料にしていきたいと思えます。

議長 ほかにございせんか。

- 4 番 補正の事項別明細書でお尋ねしたというふうに思うんですけども、44ページ、消防費の中ですけども、非常に消防費として今回先ほどまでもいろいろと報告ありましたように、庄分団の全国操法大会出場ということで、非常に輝かしい結果が出ているわけですけども、この出場に対しての事業委託料が580万というふうな補正予算が組まれております。その明細が住民生活課の2ページの資料に経費として内訳書が添付してあるんですけども、13項目にわたって内訳書が示されております。そういった中を見させてもらいますと、例えば壮行費、壮行会の出席者150名、また祝賀会の出席者約150名と、300名、約300名というようなものも出てきます。それから、大会の宿泊交通費165万というふうな金額も出てきます。この壮行費それから祝賀会の出席人数300名、こういったものの考え方ですね、めったにない事だからこの際どんとやろうなといって組まれたものなのか。ところが一般から見ましたら、こんなときにそんな人ようけようけ呼んでお金ようけ使つてと、こら見られかねない。見られても仕方ないような金額だと思うのですね。

そこら辺の考え方と、もう1点今も言いましたように、大会旅費等、宿泊と交通費で165万、これ大体何人の計算されているのか、そこら辺をお尋ねしたいと思えます。

住民生活課長 お答えします。合計で580万円という金額も大きくなっておるんですけど、壮行会の人数は150名と備考欄に書いております。この内訳につきましては、一応兵庫県の代表という形での全国大会ですので、壮行会には県知事から当然議員さんも、これ休みになりますので町幹部も祝っていただきたいという形で、区長並びに消防関係、そういった方に案内を出すと150名という方で壮行会並びに祝賀会か報告会なのかどうかわかりませんが、そういう形で同じく祝賀会についてもそういった形の方をお呼びして祝っていただくと、また送り出させていただくというふうな形で予算を計上させていただいております。

それと、宿泊の関係で165万6,000円計上をさせていただいております。ここにも、備考欄に書いておりますように、大会につきましては11日の前日から午前中10時からリハーサル並びに練習も始まります。そして朝早いということで、前々日から先発隊として選手並びに本団の若干練習ができるような形の態勢の人数を見込んでおります。大会の前々日に見込んでおります宿泊の人数は19名を見込んでおります。内訳といたしましては、本団幹部と当然庄分団、練習をいたしますので選手は5名ですが、その練習に係るほかの方、撤収とか、そういった形で一式なりますので13名、後、事務局1名という形で前々日は19名を見込んだ宿泊旅費という形と、一泊二日につきましては、その後残りの庄分団員、残り行っただくのと、本団幹部の残り、それと福崎町からも前日から入っただくという形で町長ほかまた議会のほうも若干人数を見込んだ形で前日から入っただくのは22名という形で旅費を見込んでおります。そういった形で、宿泊旅費も増えてきたという形でございます。

この大会、住民に説明がつくのかということですが、小型動力ポンプの部につきましては、全国大会は4年に1度ということで、自動車も4年に1度という形で全国大会が展開されております。そして福崎町はじまって以来の全国大会ですので、何とかこの練習とかそういった形で万全の体制で練習をしていただいて、大会に臨んでいただくということでこの予算を組んでいただいておりますので、この結果が練習も含めてつながるよう万全の町も体制を取っておると、そういうような形でご理解を願いたいと思います。

4 番 前々日に19名とか当日22名と違って、実際には何名で積算されているのでしょうか。

住民生活課長 今申しましたように、前々日は今19名が参加すると、そして大会前日は22名、当日はバスを2台分用意しておまして90名を見込んでおるということで、当日につきましては応援分団員、分団長約31名、それと庄の自治会の応援も34名見込んでおるということと、後、消防関係のそういう歴代のOB、本部要員、それと町という形で当日は90名でバスを借り上げて朝、早朝から出るという形で見込んでおります。

4 番 何もこの全国大会にけちつける気は全くないのですが、今も課長が言われたように初めてのことで、これだけの予算を理解してほしいということなんでしょうけども、そしたら例えば国体なんかはね、スポーツの団体として出場したときに、果たしてこれだけの予算がつくかどうかということもありますね。そこら辺のところを比較なんかしたときに、どういうふうに思われますか。

住民生活課長 国体との比較はできないんですけど、この積算根拠につきましては、神河町が例年全国大会自動車ポンプ、そしてまた小型自動車ポンプの部で全国大会行っております。その積算根拠に基づいて、福崎町におきましても同じような積算をしておるということでご理解をお願いしたいと思います。

4 番 これは何も神河町のまねをしなくてもいいと思うんですね。独自で考えりゃええわけですし、何もよそがしとるから言うてするんじゃないにね。何もそない大勢行くなと、応援に大勢大勢行くなという意味じゃないにね。こればつとこう一般の方から見られても、何でこないようけいんねやろというふうな思いがないかと思って今質問させてもらったわけですが、いかがでしょうか。

住民生活課長 人数が多いというご指摘なんですけれど、当然大会の当日には操法を見ていただいていると思いますけれど、当然ポンプの撤収まで含めたものが含まれておりますので、庄分団については全分団が参加すると、それと当然よその他府県でも応

援分団いうのも参加されております。そういった状況も事務局としても全国大会  
随行で今まで神崎町のところ行っておりますけれど、同じようにやっぱり参加人  
数も多いという形で、福崎町においても応援もそういった人数で庄分団を応援を  
するという形で臨みたいと、そういうようにご理解をいただければと思うんです  
けれど。

4 番 こういったものはやっぱり時代とかそのときの背景とかいろんなことを考えて  
妥当な金額、どれが妥当なんかよくわかりませんが、そういったものもちよ  
っとやはり考えてもらうほうがいいんじゃないかというふうな思いはします。

副 町 長 言われることはわかるわけでありまして、今、松岡課長が答弁いたしました  
ように、神崎町が全国大会に出られたときの費用を1つの参考にさせていただき  
ました。基本的には消防学校へ入校してこれら等練習にあたっていただくとか  
いうように、11月の大会まで長期にわたって練習をしていただきます。それら等  
の費用もこの中に含めておる分野でありまして、それと同時に福崎町有史以来初  
めての消防の全国大会という形であります。祝賀会でありますとか、壮行会、費  
用等が非常に多いとこういうように言われるわけでありまして、これら等  
の費用は、福崎町として少なくとも必要ではないかというふうな形で計上させて  
いただいております。

4 番 最後に誤解のないようお願いしたいのですが、そういった思いでやる  
ということであれば、それはいいのですが、一般から見たときにね、物すごい  
ようけ要るねんなど、まずね、そういうふうに思われるんじゃないかというふう  
に思いますし、そういったことで質問させていただきました。何もこのこうい  
ったことを反対するわけじゃないのですが、そういった思いが今回非常に、私  
の目から見たら目立ったということで、質問終わらせていただきたいと思います。

副 町 長 まさにそのとおりでありまして、私もこの金額を見た段階におきます分野は、  
こんだけの必要性があるのかといったような形で中身を1つずつ説明を受けたわ  
けであります。神崎町におきます費用はもう少し若干かかっているように聞いて  
おったわけでありまして、それらのうちに入っておるという考え方で、今、  
議員が言われております分野につきましても、担当者、担当課長ともそのような  
配慮をいただいたものと思っております。なおかつ、執行段階におきます分  
野で、これら等積算しておる公共費用の中で不必要なものが出てくれば、不用額  
であたっていきたいと、このように思います。

議 長 ほかにございませんか。

1 2 番 1つだけそれに対してお伺いしたいのですが、県代表ということで全  
国大会、国体の場合ですと強化合宿というのが今やっております、今うちの息  
子もそこへ行って、県の費用がかなり出ております。泊まる費用とか食べる費用  
とかいうのも出ております。このここでは福崎町のものだけではあって、県のほ  
うから補助金が出ていないのかどうか、その1点だけお願いします。

住民生活課長 県のほうからということで、その連絡が非常にこうまだ初めてですので、詳し  
くどんな形で歳入があるのかいうのもちょっとまだ把握ができてない部分もあり  
ますが、若干県の費用としてもここに重複している分団の選手の派遣費用、こ  
ういったものも最近文書で旅費はみるという形で5名分は県から出しましょうと  
いうのは文書で来ておりますので、重複する分についてはあります。そういった形  
で、県のほうから若干のこういう大会に係る収入はあるとは聞いております。

議 長 ほかにございませんか。

9 番 消防団の操法大会で全国大会に出場されるということで、先ほどからご説明が  
ありますように、町はじまって以来ということで、恐らく日ごろは分団の方々は

非常に熱心に練習をされておるんだらうというふうに思います。そういう意味では非常にめでたいことですし、町ができるだけの支援をするということも必要かというふうにも思うわけですが、先ほど釜坂議員がおっしゃいましたように580万で、この説明資料と、見せていただいてもよくわからないと、何でこんなたくさん要るんやろうと、こういうふうに思うのが普通感覚ではないかというふうに思うわけです。私が思いますのは、この消防団の操法大会全国大会出場ですね、これが非常に消防団の活性化、また町のまちづくりにどういうふうにつながっていくのかと、その辺のところの説明がきちんとありましたらね、また大きな意味で賛同がしやすい。別に反対するわけじゃないのですが、いうふうに思いますので、その辺のところのご説明をしていただきたいというふうに思うんです。

住民生活課長 操法大会につきましては、議員さんもご承知のとおり、最近になってそれぞれこう各分団、年明けから練習する分団、結構増えてきております。そして消防団の士気も上がってきておるといふことと、災害時におきましても統率がとれておりまして、そういう各分団につきましても台風、水害、そういった形で消防団の団結、そういう団長を含めて消防団の士気が上がってきておるといふことでございます。この操法大会の全国大会につきましては、庄分団が代表で出るという形で、ほかの分団につきましても、自動車におきましても、皆さん切磋琢磨して練習をされて、またその分団の夜間においても練習そして防犯とかそういった形でも協力してパトロールをするという形で消防団のほうには非常に例年にない盛り上がりとか、そういった形でやっていただいております。

議長 ほかにございませんか。

議 1 番 今の議論を聞いていて思うんですが、大変いいことだし、一生懸命やってもらってみんな文句言うなて言われたように聞きました。受け取りました。初めての大会じゃないんだからね。全国大会もうこれまで何回もやられておって、全国大会で持ってる予算がこれだけで、そこからされる分がこれだけで、経費はこれまでこれ幾ら出してありますと。したがってその上町はこれだけ最低限必要な費用がこうで、服は何着買って、そしてこれだけの応援体制組みますというふうに統計だった説明ができなけりゃ、ここの議会での予算審議にかける材料にはならんでしょう、少なくとも。ですから、総務委員会に付託になるでしようから、これはそういうきちとした予算といいますか、執行内容説明資料があって、その上で総務委員会での審議と採決、それで本会議の採決かかるんだったらどうだというふうに思います。

副町長 当然、積算部分は持っております。経費内訳表というものを含めながら、消防学校1日入校では幾ら、全国大会に係る下見でありますとか、大会旅費、先ほど課長が答弁いたしました分野、それでまた今、質問議員からありましたように消防団活動のそういったような上下の活動服、また階級章でありますとかベルト等、こういったような大会に係るそういったような服装等の作業着等の費用、また動力ポンプの燃料代でありますとか、消防学校入校における分野のそういったような諸費用、また壮行会等における案内文書における事務費でありますとか、そういったようなものを含め積算を持っております。所管の委員会等ではこれら等をお示しをしながら協議をお願いしたいと、このように思います。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第52号、平成22年度福崎町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次に、議案第53号、平成22年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。  
ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次に、議案第54号、工事請負契約について、ご質疑がございましたらどうぞ。  
ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次に、議案第55号、工事請負契約について、ご質疑がございましたらどうぞ。  
ありませんか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
以上をもって、本定例会に付議されましたすべての案件に対する1件ごとの質疑を終結いたします。

### 日程第3 討論・採決

議 長 次の日程は、あらかじめご了承を願っております議案第41号、議案第54号並びに議案第55号の各案件についてでございますが、委員会付託を省略し、本会議においてただいまから即決をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第41号、議案第54号並びに議案第55号の各案件については、本会議において即決することに決定をいたしました。  
それでは、討論・採決を行います。  
議案第41号、教育委員会委員の任命について、討論がございましたらどうぞ。  
ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第41号、教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第41号については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。  
次に、議案第54号、工事請負契約について、討論がございましたらどうぞ。  
ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第54号、工事請負契約について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第54号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第55号、工事請負契約について、討論がございましたらどうぞ。  
ありませんか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第55号、工事請負契約について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第55号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

#### 日程第4 特別委員会の設置

議 長 次の日程は、特別委員会の設置であります。本件を議題として、お諮りをいたします。

議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号の5件につきましては、平成21年度の一般会計を初め、各特別会計の歳入歳出決算認定であります。

お諮りをいたします。

平成21年度の一般会計並びに各特別会計について、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。  
したがって、議案第42号から議案第46号までの決算認定5件につきましては、決算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託の上、審議することに決定をいたしました。

重ねてお諮りをいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条の規定により、議長が議会に諮り指名をすることになっております。

よって議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。  
それでは指名をいたします。

2番	牛尾雅一君	4番	釜坂道弘君
6番	志水正幸君	8番	広岡史郎君
10番	石野光市君	12番	東森修一君
14番	北山孝彦君		

以上の7名を指名いたします。

ただいま指名をいたしました7名を決算審査特別委員会委員とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、ただいま指名をいたしました7名の諸君を決算審査特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

#### 日程第5 委員会付託

議 長 次の日程は、委員会付託であります。  
それでは、議案第42号から53号までの議案12件を、それぞれの委員会に付託いたします。

議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号は決算審査特別委員会に、議案第47号、議案第48号は産業建設常任委員会に、議案第49号、議案第50号は民生常任委員会に、議案第51号は総務文教常任委員会に、議案第52号、議案第53号は民生常任委員会に、以上のとおり付託をいたします。

よって、決算審査特別委員会は5件、総務文教常任委員会は1件、民生常任委員会は4件、産業建設常任委員会は2件、以上12件をそれぞれの委員会に付託をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上で、本定例会2日目の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会することにいたします。お疲れさんでございました。

#### 散会 午後2時50分

議 長 なお、決算審査特別委員会の委員の皆さんは15時から第1委員会室にご参集をお願いいたします。